

平成24年第3回京丹波町議会定例会（第3号）

平成24年 9月21日（金）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

1 番 小 田 耕 治 君

2 番 篠 塚 信 太 郎 君

3 番 村 山 良 夫 君

4 番 梅 原 好 範 君

5 番 横 山 勲 君

6 番 山 田 均 君

7 番 東 まさ子 君

8 番 岩 田 恵 一 君

9 番 松 村 篤 郎 君

10 番 坂 本 美 智 代 君

11 番 西 山 和 樹 君

12 番 原 田 寿 賀 美 君

13 番 北 尾 潤 君

14 番 森 田 幸 子 君

15 番 山 内 武 夫 君

16 番 野 口 久 之 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（20名）

町長	寺尾豊爾君
副町長	畠中源一君
会計管理者	谷口誠君
参事	岩崎弘一君
参事	野間広和君
瑞穂支所長	中尾達也君
和知支所長	榎川諭君
総務課長	伴田邦雄君
監理課長	山田洋之君
企画政策課長	山森英二君
税務課長	堂本光浩君
住民課長	下伊豆かおり君
保健福祉課長	岡本佐登美君
子育て支援課長	山田由美子君
医療政策課長	藤田正則君
産業振興課長	久木寿一君
土木建築課長	十倉隆英君
水道課長	木南哲也君
教育長	朝子照夫君
教育次長	藤田真君

6 出席事務局職員（3名）

議会事務局長	長澤誠
書記	上林潤子
書記	上西貴幸

開議 午前 9時00分

○議長（野口久之君） それでは、皆さん、おはようございます。

本日はご参集いただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成24年第3回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は会議規則第119条の規定により、13番議員・北尾潤君、14番議員・森田幸子君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の本会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影収録を許可しましたので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第3、一般質問》

○議長（野口久之君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は通告に従い、順次発言を許可いたします。

最初に、坂本美智代君の発言を許可します。

坂本君。

○10番（坂本美智代君） 皆さん、改めましておはようございます。

ただいまから平成24年第3回定例議会におきまして、通告書に従い、次の3点について町長並びに教育長にお尋ねいたします。

まず1点目には、住民サービスについて町長にお尋ねいたします。

一つには、行政から出されます広報等の配布物であります。開発団地などで自治会のない団地では自ら役所に出向いていかなければ受け取ることができません。住民として税金を払っているのに、区や自治会に入っていないため、皆が当たり前サービスとして受けていることができていないと、不公平であるとの不満の声を聞きますが、このように本町に住民票があり、居住されている方で、町の配布物が届けられていない世帯は何件ほどあるのかお

尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 皆さん、おはようございます。

町からの配布物については、町広報紙などの配布の機会に合わせまして関連団体の配布物も区長様のご協力をいただいで配布しております。各区の配布数については、毎年、区長様から報告いただきました部数を配布しているため、必ずしも町が把握しております世帯数と同じではありません。

ご質問いただいています、自治体が持たれていない団地のほか、各地区で区に入られていない方もありますことから、実際に配布物が届いていない世帯数は、町では把握しておりません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 町としては、そういった自治会を持っていない団地等への配布されていない世帯数を把握していないということではありますが、でも、町としての住民票を置いておられる方もきちっと出ているわけですから、やはり調べようと思えばできると思うんですね。その点は、やはり住民サービスからしても必要なことではないかと私は思います。

今議会は決算議会とも言われまして、決算が審議され、毎年、税の未収金に質問が集中しております。答弁では、対策として口座振替や夜間窓口で、また今検討されますというコンビニでの支払いなどで滞納を減らしたいと言われておりますが、団地のある方は、口座振替はしないとおっしゃっておられました。私はなぜですかとお聞きしましたら、税金を払いに行ったときにそういった広報紙など町の配布物を持って帰らないと、わざわざそれだけをとりに行けないということをおっしゃられました。また、だんだんと年齢が高くなればとりに行くのも嫌になってきたと、こういった方の声を町長はどのように受けとめますか。その点をお伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） どのように受けとめるかというご質問ですが、多分、公平ということの認識をただしていらっしゃるんだと思うんですが、私は平等というのは、平等の上に税金を使って平等を実施するということになりますと、やっぱり多くの方が区長さんを通して配布物を受け取っていただいているわけで、区の中に入っていないと、自分の意思で入っていないということもあります。

あるいは自治会を結成しようと思ったらできると思うんですね。それが助け合いとか支え

合いという社会を目指しているし、あるいは協働のまちづくりということを目指しているという認識に立っておりますので、できることならそういう方向でつき合い、昔からのつき合いをしてもらうことが今求められているのではないかという意味で、今おっしゃっていただいたように、税金を納めに行くついでに配布物を受け取るということは、ある種の新しい公共、一つの考え方かなというふうに尊重していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 今、町長から答弁をいただきました。

確かに、それぞれ自治会を持てば、それぞれ自治会で協力しながら配布物等のそういったことも解決するかとは思いますが、今、実際、開発団地からはいろんなところからいろんな理由で来られている方もあります。もちろん今、町長がおっしゃったように自治会をつくってもらうということをまず考えてほしいというように言われましたが、やはり町としても自治会をつくるための手助けというものがいいのではないかと思うんですよね。

いろんな方が集まっておられるわけでありまして、なぜ自治会をつくってほしいか。やはり皆さんと協力しながら、ここで住んでいただくためにも自治会が必要という、そういった説明なり、また助言なり、そういったことをしないで、ただ自治会がないから、区に入っていないから、そういうことだけで配布物は届けられないといった、そういった町の態度というのには、そういった住民の方にはなかなか受け入れられないのではないかと私は考えます。

いろんな税金を使って、もしこれが郵送となればお金がかかるわけでありまして、やはりまず前提としては自治会をつくれと、つくることも必要ということであれば、先ほど言いましたように、そういった町からの助言も必要でありますとともに、やはりそういった月末になれば職員さんがちょっと時間をつくっていただいて、先ほど件数は把握していないとおっしゃいましたが、まずそういった配布物が配られていない世帯が何軒あるのか、それを把握した上で職員さんがそういう団地等に配っていくことも一つの住民サービスでないかと思うんですよね。

やはり町からそういった態度を示さないと、あんたらが、自治会がないからやとか、区に入っていないからやと、そういった住民に対するそういった態度ではなかなか住民から理解は得られないと思うんですけれどね。

そうすると、また配布物をそういった職員さんが配るときには、やはり道路の状況なり、そして大変草が生い茂ったりしておりますので、団地内でも、そういった現状も把握することができるとは思いますが、再度、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今言うていただいているようなことは大変結構なことだと思います。

申し上げておきますが、地域支援室というものを立ち上げました。今、坂本議員がおっしゃったようなことを積極的に取り組むということで立ち上げた室ですので、積極的に、区がないとか、自治会がないということであれば、その立ち上げに協力することはやぶさかではありません。

あるいは、町としては最後までいろんな形でお知らせして、和知支所とか瑞穂支所、そして本庁でお渡ししているわけですし、調べるといふことになるとなかなか困難な面があるかなど。あるいは電話をいただいたりしますので、それなりにここも対応しようと思っただけですので、もっと余りかた苦しく言わんと、どうなんやということでも相談を受けたら、その都度一緒になってそうした区とか自治会とかというものの、今言うてもらったとおり、立ち上げにも全面的に支援とか協力とかという名の、一緒に協働してまちづくりをするということについては全く異存ございません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 今、町長がおっしゃったように、それぞれの支所にも地域支援室を設けて、住民の皆さんの声を取り上げていくというふうに入力しておられますが、やはりその団地の方にしたら私らは干されていると、干されているという言い方をしたらおかしいんですけども、何か除外に考えると、町のことを協力したくてもなかなかそういったふうには考えにくいと言っておられる方もおられるわけでありまして、やはり町長としても、私がそういった住民の方の代表として町長に今お話ししたわけですから、それぞれの地域支援室でやはりそういった方への聞き取りなり、そういったことをしていただいて、少しでも住民の方が京丹波町に住んで、やはり安心して住める、また、もちろん協力すると、まちづくりに対して協力したいと言えるような体制づくりをしっかりととっていただきたいことを求めています。

二つには、東日本大震災により多くの方々が全国に避難され、経済的にも精神的にも大変な避難生活をされておられます。京都府へ避難されている方は現在何人おられ、そのうち本町へは何人の方が避難されているのか、またそうした避難されている方への町としての相談や支援はどのようにされておられるのかお尋ねします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 東日本大震災により京都府内へ避難されている方は775人、290

世帯で、そのうち京丹波町内に避難されている方は1人、1世帯です。

京丹波町内に避難されている方は、現在は京都府教職員丹波住宅に入居されております。町内の農地を借りて野菜づくりなどをされているところであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 今、町長から答弁がありましたように、京丹波町には1人の方、1世帯の方が避難されているということでありました。この方は多分、自主避難だと思うんですよね。自主避難ということは、やはり補償もないわけですから、一からのスタートとしてなるために、経済的に、本当に大変であるという声も聞きました。

京都府からそういった府の住宅を提供されて、そういった府からの支援をいただいているということですが、府の住宅の提供も期限があります。2年ということ、今度、何か延びたということもお聞きしましたが、やはり期限もあることからこの先不安を持っておられました。

本町に住民票を持ってこられた方に対しての支援として、やはり町としてもいろんな相談は受けられたのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京丹波町内に来られている方、その方が農地を借り受けられる際には、農地の貸借の事務手続等、相談を受けたところであります。また、永住を希望されているということで、民間の空き家を探しておられますので、空き家バンク等をご利用していただくためのあっせん等も行っているところです。

あるいは、町には町営住宅もあつたりするんで、条件が整ったら利用してもらったらいいいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 農業をされたいという方の希望でそういった事務手続などをしたり、また空き家の提供もあっせんしているということでありました。一番、やはりその方はまず農業をしたいということでありましたし、ここに移り住みたいということでもあります。

今、町長がおっしゃいましたように、町営住宅が今、何件かあいておりますが、やはり町営住宅の家賃補助をされるのかする考えはないのか。本人の意向もあまして、町営住宅がどこがよいとか、そういう意向も確かにあるかとは思いますが、もし本人とそういった条件が合えば家賃の助成などをする考えはないのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　ちょっと担当課から答弁させますが、いずれにしましてもしっかりと相談を受けて、そしてこの方に対しての対応は決めていきたいと思います。

以上です。

○議長（野口久之君）　十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君）　先ほど町長の答弁にもありましたように、現在、空き家バンク等を利用してあっせん等を行っているところであります。また、町営住宅等のお話がありましたら、減免の手續等もごさいますので、検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君）　坂本君。

○10番（坂本美智代君）　ぜひ、そのように減免の措置なりをしていただいて、安心して、やはり京丹波町に住んでいただけるように努力していただきたいことをお願いします。

続きまして、三つには、住民健診についてであります。平成24年度の住民健診が6月6日から7月24日まで、町内32会場で実施されました。未受診の方への対応として通知を出したり、10月には集合健診をするなど、1人でも多くの方への受診を呼びかけ、早期発見、予防事業の大切さを、このことが医療費の抑制となるわけでありますから、住民の方への周知徹底をお願いします。

そこで、お尋ねいたします。私の記憶ももう一つ定かではありませんが、健康診査の項目で、合併以前は、瑞穂ではそれぞれの会場において心電図や眼底検査もあったかと記憶いたしております。また、健康手帳の中の項目には記載されていますが、前もっての希望項目にはありません。いつ頃からなくなったのかお尋ねいたします。

○議長（野口久之君）　岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本佐登美君）　平成20年に制度が変わりまして、特定健診が始まってからでございます。

○議長（野口久之君）　坂本君。

○10番（坂本美智代君）　ただいま課長から答弁がありました平成20年度に、特定健診になってからということではありますが、私も眼底検査をずっとしておりました。途中から、あれ、ないなあというのは感じてはおりましたが、ある方から緑内障になったと。やはり緑内障というのは手おくれになれば失明することがあると。菌なんかは痛みで教えてくれるのでやっぱりいいんですけど、目の場合は年のせいかなあとか、そういった方が多分多いんじゃないかと思うんです。

緑内障になった方は、ふとしたことからあれと思って、眼科に行こうかどうしようかと思いつきながら行かれたら緑内障の早期であったということでありまして、今まで眼底検査があったのに何でなくなってきたのかなあということで、今回このように質問させていただきました。

やはり緑内障というのは大変見つけにくいし、自覚症状もなかなかないということで、本当に大変な病気ではあるんですけども、やはり特定健診で生活習慣病なり、メタボなんかを中心に国の方針でされたかとは思いますが、やはり眼底検査なり心電図というのは大変重要な検査ではないかと思うので、また希望があれば、希望する方だけでもできないかということをお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本佐登美君） 心電図や眼底検査につきましては、特定健診に定められた基準の中で必要な方を選定して実施させていただいているところでございます。今後、町独自の施策として検討していく場合、国保との調整が十分必要であろうと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 必要な方を選定してということではありますが、やはり必要な方というのがなかなか私たちにはちょっと目に見えてこないんで、やはり広報の関係も、医療費の関係もあるわけですが、やはり医療費を抑えるということに関しても早期発見、予防事業としても大事なことではないかと思うんです。

やっぱりこの方も早かったために、手術をせずに投薬で今通院されております。やはりそれだけでも大分医療費の抑制になっていると思うんです。その点をやはり受けとめて、必要ではないかと思っておりますので、前に進む検討をお願いしたいと思います。

次、2点目には、教育問題について教育長にお尋ねいたします。

一つには、昨年10月に大津市で自殺した中学2年生の男子生徒のいじめ問題で、教育委員会や学校の対応に対して大きな波紋が広がっております。文科省はこれまでいじめ問題は個別の教育課題とされ、原則学校に对应を任せてきましたが、教育委員会や学校への関与を密にするため、200地域に専門家組織を設置し、いじめ対策に乗り出しました。しかし、いじめは学校での人間関係から生じることが多く、外部の専門家組織が学校内で起こるいじめの実態にどこまで対応できるのか不安な点であるとの声も聞きます。小中高生の自殺の背景にはいじめとの因果関係も難しいものがあります。

この間の総務文教常任委員会では一定の報告を教育長からお聞きいただきましたが、改めて本町の置かれています教育現場の現状といじめに対する取り組みについてお尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 今、ご指摘がございましたように、大津市でのいじめの問題で、全国の教育委員会や学校の対応に対して大きな波紋が広がっております。

本町でのいじめの現状でございますが、学校では毎月、いじめを含めた生徒指導上の問題事象の調査を実施しております。また定期的にいじめを含めた生活についてのアンケートや、あるいは面談等を実施しております。早期発見、早期対応に努めているところであります。

いじめの実態でございますけれども、平成23年度につきましては、学校からのいじめの報告はございませんでした。平成24年度に入りまして、中学校から1件のいじめの報告があります。この件に関しましては、生徒間や保護者を交えた話し合いを持ちまして、一定の解決が図られたとの報告を受けておりますけれども、今後は引き続いて注意深く見ていくように指導体制を、その学校では整えていただいております。

以上のような状況でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 本町においても、この間お伺いしたように、アンケートなり、それぞれの調査をする中でしっかりと対応していきたいと教育長から答弁をいただきました。

今、教育現場ではこうしたいじめの問題や、また不登校などの生徒指導のほか、授業内容が大幅に増えるなどして、先生方の負担が大きいのではないかと思います。もちろん教育のプロであるわけですから対応はされていると思いますが、やはり先生に余裕がなければ子どもたちの顔の表情、そして心のサインも見抜けないのではないかと思います。

本町での、先生の日常の業務はどのようなのか、余裕があるのか、どう見ておられるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 確かに子どもたちと毎日、学校の教師が向き合って、その中で子どもたちの変化とかサインをまずしっかり見ていくということは、一番大事ないじめ根絶への取り組みだろうというふうに思っております。

学校の先生方、確かに忙しい毎日を、教科もありますし、授業研究、また対外的ないろいろな役もございますので、かなり忙しい毎日を送っていただいておりますけれども、その中で児童生徒と向き合える時間を、学校体制の中で確保できるように、それぞれ本当に頑張っておられるというふうに思っております。

また、町といたしましても、例えば今、できるだけ多人数のクラスの場合、少人数学級等

も導入いたしまして、できるだけ学級単位の数、人数を少なくするような措置もしております。できるだけ子どもたちに向かえる時間を確保してもらえよう体制も支援しているというところがございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 先生方の、本当に仕事も大変でありまして、保護者にしたら当たり前前というふうにも見えますし、なかなか学校内のことは外部からは見えないものでありますので、先生のそういった忙しいということは確かやと思います。やはり余裕がなければなかなか、先生も人間であります。それなりに一生懸命されておられますが、そういった今、家庭でも、またそれぞれ子どもたちを取り巻く環境は本当に目まぐるしく変わってきておりますので、それぞれ学校は学校のそうした先生の役割もでございます。家庭においてもやはりそれぞれの子どもに対する役割があるわけでありますから、やはり学校と保護者と密に連携をとりながら対応していくことがとても大事だと私は思います。

私ごとでもありますが、息子が高校生の時に、私は知らなかったんですけど、先生から報告がありまして、パシリというんですか、何か買ってこいとか、何かそういうことがあったらしくて、全く子どもは親には言いませんし、もちろん学校のこともわかりませんので、そういった先生から報告を受けたんです。こういうことがありましたが、ちゃんと解決しましたと。やはり、そしたら先生との信頼関係もできます。教育委員会とも信頼関係ができますので、今やはり何でこないして、教育委員会なり学校が言われているかというのは、隠して、隠してと、そして隠したことが必ずポロリポロリと出てくると、そのことが保護者にとっては本当に不安でありますし、本当のことを言ってちょうだいということが本音やと思うんですよね。

だから、そういった情報開示じゃありませんが、やはりきちっとあったことを知らせると。そして、また、まず先ほど教育長もおっしゃいました、やはり事があったときには、まずクラス内できちっと解決すること、みんなで解決することが大事じゃないかと思うんですよね。そういった体制をやはりとってほしいと私も望みますし、学校がどの子にとっても安心して通える場所であるということは誰もが求めることだと思いますので、その点も十分、教育長ももちろん教育現場におられた方でありますので、重々ご承知だと思いますので、その点は努力をしていただきながら、そういった子どもたちが安心して通える学校にしていきたいということを申し上げておきます。

二つには、通学路の安全確保についてお尋ねいたします。亀岡市で集団登校中の小学生児

童ら10人が死傷いたしました事故から4カ月がたちました。この事故を受け、本町でも通学路の安全確保に向け、幼稚園、小中学校の保護者に危険箇所や要望調査をしまして、国道、府道、町道合わせて77カ所の通学路の安全確保調査結果が出されました。

既に白線の引き直しや道路標示などの対処済みをしているところ、また今後、検討なり計画予定などの報告を受けましたが、そのうちの何点かお伺いしたいと思います。

昨年、統合によりまして、瑞穂小学校へのバス通学が増えました。これまでの通学路と違い、バス停までの道路の安全確認はされていますでしょうか。児童がどの道を通ってバス停まで行っていることは、把握されているかとは思いますが、その点をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 亀岡の交通事故を受けましての安全対策についてでございますけれども、4月の亀岡市での登校中の児童の死亡事故を受けまして、本町では町立の小中学校、幼稚園におきまして、通学路の危険箇所の把握調査を行いました。これをもとに京丹波町交通安全対策協議会で、1カ所増えまして77カ所の現地調査を含む、4回にわたる会議を実施いたしまして、ご指摘のように白線など既に改善されたところや、現在、改善が取り組まれるなど、道路管理者の施設改善より通学路の安全確保に努力いただいております。

先ほどお話がありましたように、バス通学が増えましたことで児童の、最寄りのバス停までの経路につきましては、学校では把握しております。しかし、安全確認については児童生徒の本人または保護者の方のご協力により確認しているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） それぞれ自分の区なり、通っていた地域なので、子どもたちは十分それなりに、保護者も配慮しながら通っているとは思いますが。

京都市では、第2次対策として歩道カラー化を実施するとしております。歩道のない道路の路側部分を明確化させるためにベージュ色の区画線を引くなど安全対策を強化するとされておりますが、本町でも今後こうした対応をする考えはないのかどうか。特に、この間、常任委員会で現地調査をずっとしたときにも、やはり須知の商店街や桧山の商店街などはなかなか歩道としては確保することができないので、やはりこうした白線というよりカラーの線をすることによって、車で通られる方も、ちょっと少し注意もすることではないかと思うんですけど、その点をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 先ほど申し上げました、4回の、それぞれの関係者の集まりの会議

で持ちまして現場調査も出てきました。現在のところ、それぞれ歩道のカラー化というような取り組みとか方向づけは、されているところはございません。現在、カーブミラーとか、あるいは先ほど言われていましたように、区画等の線を引いたり等の取り組みをしていただいております。

確かに、カラー舗装をされているところ、亀岡市内でも見かけるところはございますので、今後、一定今までそれぞれの国道、府道、町道の関係者が集まって、一定の方向を出された取り組みが終わった段階で、その点についてはまた一つの検討課題ということでさせていただきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 検討課題ということですので、ぜひそういったことも提案させていただいておきます。

また、須知幼稚園の駐車場であります、ここは府道須知桧山線を渡っての横断となり、保護者が送迎するものの、ちょうど坂道であり、またカーブでもあります。とても危険であります。今回の調査の中でも出されておりますが、須知公園を保護者の駐車場として利用することも検討したいとしておられますが、それまでの間、誘導員なり、また職員が立つなどの安全対策をする必要はないのかどうか、その点をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 確かに須知幼稚園のところは駐車場から府道に横断歩道が設置してありまして、保護者やそれぞれの先生方によって誘導していただいて安全確保をしていただいております。現在、あの道路は40キロ制限もされておまして、しっかり交通安全といいますか、安全確保のために先生方も協力いただいて、横断歩道がありますので、しっかりそこを渡っていただくということでもありますけれども、やはり運転者の道路交通マナーというのがまずはしっかり守られるべきだろうというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 職員さんが立つなどして、ちゃんと対策はとっておられるということですので安心いたしました。今検討されておられます須知公園を保護者の駐車場として利用したいと、現実的にはいつ頃からという予定があるのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 今のところ、具体的にいつからというようなことは、まだ検討段階には入っていませんけども、そういった声があるということで、また関係課と調整させていただいて検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 和知中ではありますが、調査結果の中を見させていただきましたら、バス停の移動なり、横断歩道の設置希望となっております。具体的な計画はどうなっているのか、その点をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 和知中学校のところに実際、横断歩道が設置されております。なお、和知中学校前で横断歩道のない道路につきましては、京丹波町交通安全対策協議会におきまして現場調査をいたしまして、南丹警察署において横断歩道設置について検討中というふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 確かに中学校のバス停はエンジェルの駐車場の真上にありまして、そこからおりて横断歩道を渡って中学校のほうへ行くわけですが、そのところが大変、十字路ではあるんですが、何かもう一つわかりづらい十字路になっており、私も今ちょっとよく行くんですけど、そして急にカーブになっておりますので、やはりその点も現場をきちっと見ていただいていることでもありますので、横断歩道をどこにつけるのか、またバス停は、安全確保のためにはどこにつけるのかという点も十分検討していただいて、子どもたちが安心して通えるようお願いしたいのと、これは、わちエンジェルのことは町長でありますので、少し町長にお伺いしたいんですけども、わちエンジェルにしてもほとんど保護者が送迎されるわけであります。

中学校のバス停のところから、挟んで駐車場がありますので、中学校の通学時間、そしてお母さん方の通勤時間と、大変混み合うときもあるんです。大変危ないというところの声も聞きますので、その点もやはり考えるべきでないかと思っておりますので、ただいま教育長がおっしゃったように、同時に町としても対策を考えるべきではないかと思うんですけど、その点ちょっと町長にお伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 送迎される保護者様には、送迎中に事故が起こらないよう交通安全には十分気をつけていただきますように、親子交通安全教室あるいは園だより等によってお願いしているところであります。また、駐車場についても、今回、安全に車をとめていただくということを目的に区画線の引き直しを行ったところであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） それぞれ保育園で親子交通安全とかそういった取り組みもされておられますし、この間、そういった線の引き直しも確かにありました。ただ、車の出入りする点が大変ちょっと危ないところでもありますので、その点を私はやはり町としても一緒に対応を考えていただきたいということ、前向きに検討していただきたいということを申し上げておきます。

最後に、原発再稼働について町長にお尋ねいたします。

3月から毎週金曜日に行われております、官邸前での再稼働反対の運動は9月14日で23回目となっております。こうした再稼働反対の行動は全国各地でも行われております。これは夏場の電力不足を理由に大飯原発の再稼働を強行した野田内閣と関西電力に対しての抗議であります。

今年も昨年並みの猛暑でありましたが、家庭や企業による節電などで電力需要のピークは関電予測を305万キロワット下回り、再稼働しなくても余裕はあることが証明されました。

野田首相が再稼働するときに、再稼働しなければ電力不足に陥り、たくさんの方が生命の危機にさらされるとして再稼働に踏み切りましたが、安全対策を後回しにしたままの再稼働に対する国民の声を、野田首相はしっかりと受けとめるべきであります。

そこで、町長にお尋ねいたします。4月28日、脱原発を目指す首長会議の設立総会が開かれました。これは福島第一原発事故で被災した福島県の南相馬市長ら15人の、現元首長の呼びかけで行われたものであります。7月18日現在、76の方が入会されております。市の一部が50キロ圏内に入る京丹後市の中山市長は、大飯原発3、4号機の再稼働について反対の立場を表明され、再稼働撤回についての要望書提出の呼びかけ人ともなっております。

また、脱原発を目指す首長会議に、京都府からは唯一加入されております。ちなみに近畿圏内での加入されています市町村は、今言いました京都府では京丹後市長、滋賀県では日野町長と愛荘町長、兵庫県では篠山市長、福崎町長、宝塚市長、養父市長、奈良県では生駒市長、三重県では伊勢市長であります。50キロ圏内に全町が入ります本町としては、町長み

ずから先頭になって再稼働を阻止するためのあらゆる取り組みをする考えはないのかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 原子力発電のあり方につきましては、我が国のエネルギー政策を左右する大変大きな課題であります。政府においては、討論型世論調査などの結果を踏まえまして、9月14日に革新的エネルギー・環境戦略を決定しましたが、戦略の具体策づくりや使用済み核燃料の再処理問題などは先送りされたところであります。

脱原発依存の方向性は私も賛同するものでありますが、やはりその工程が大切であります。その意味において、大飯原発につきましては早急に、新しい安全基準に基づいて再審査することを強く求めるものでありますが、現段階において再稼働を阻止する取り組みをする考えは持っておりません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） この質問は私、6月議会でもさせていただきました。町長の見解をお伺いしまして、安全基準をしっかりとまず持ってしてほしいという町長の答弁をいただきましたが、やはり今、国民の中では半数以上が原発ゼロを目指せというふうに世論は言っております。

この間の閣議決定では大変、2030年には原発ゼロの方向へというようなことをおっしゃったのが、経済界やら、また商工会等の強い反発によりましてなかなか明確なことは閣議決定されませんでした。やはり今、福島の実状を見させていただいても、私たちも南相馬に行ってみりました。やはり全然、びっくりいたしましたのが、復旧が全く進んでいない。阪神の大震災のときは、あのときは1年足らずでしっかりと瓦れきの処理なりできましたが、全く1年半前の現状のままがほとんどでした。

その原因はなぜかと言えば、やはり原発であります。ただ、津波だけであれば壊れたものをちゃんと処理して、そして復旧に向けていけますが、やはり放射能ということが大きな課題でありまして、なかなか復興が進んでいないということは町長もご存じやと思います。

本町においても、やはり津波とか、そういったことはまず考えられないんじゃないかと思いますが、大飯の3、4号機、こういった原発の事故が起これば30キロから50キロ圏内に入る本町としては、こういったことが起こり得るのではないかと思いますので、さらなる町長の前向きな答弁をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 非常に短期的な経済界からの要望で、そのことが野田首相の判断に影響したかどうかはわかりませんが、50年単位ぐらいだと確かに今の状態がよいと思います。100年単位で見ますと、やっぱり廃炉という人類の経験がないわけですね。その費用を含んだとしたら、多分、原子力発電に依存する体質のほうが、私は高くつくと思っておるんですね。そうした点で今後とも原発に頼らない再生エネルギーの方向が正しいというふうに考えております。

そうしたことですが、先ほど申しましたとおり、現時点で再稼働を阻止するという点について、首長としてはやっぱりそのことを頼って、医療現場等もありますので、そういう人たちの、そういう人たちというのは弱い立場の人だと思うんですが、そういう人たちの命にかかわる機器もありますので、政府の方針にいましばらく従う方向を支持したいということでもあります。

しかし、もう一度申しますが、100年単位で見ると必ずしも安いということが断言できないんじゃないかと私は思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） これで、坂本美智代君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。10時まで。

休憩 午前 9時50分

再開 午前10時00分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東まさ子君の発言を許可いたします。

東君。

○7番（東まさ子君） それでは、平成24年第3回京丹波町議会定例会におきます私の一般質問を行います。

まず最初に、子育て支援について伺います。

町長は、安心して暮らせるまちづくり、夢と希望に満ちた愛のあるまちづくりを展開するとされております。大いに期待しているところであります。

そこで、まず最初に、子どもの医療費助成を高校卒業まで拡充することについて伺います。

少子高齢化の中で、京都府下の自治体においても子育て支援を施策の軸に据えて、子どもの医療費無料化を拡大する自治体が広がっております。安心して医療が受けられるように、本町は中学校卒業まで医療費負担を医療機関ごとに月額200円としております。通院も入院も中学校卒業まで無料にしている自治体は、府下に8自治体、高校卒業まで助成している

のは南丹市と伊根町であります。

この9月1日からは、京都府の子育て支援医療助成制度の対象が小学校就学前から小学校卒業まで拡充されました。こうした状況の変化を踏まえ、子育てをするなら京丹波町と注目されるように、本町の医療費助成を高校卒業まで拡充してはどうかと考えますが、町長の見解を伺います。

また、子育て支援のまちを宣言して現在取り組んでおります、すこやか子育て祝い金、チャイルドシート購入助成、ファミリーサポートセンター事業などとあわせて、さらに人口減対策として、また若い世帯への定住促進を図る対策に取り組んでいくことについて見解をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京丹波町すこやか子育て医療費助成事業は、京都府内一律で実施されている京都子育て支援医療費助成事業とあわせまして、子育て家庭への経済的支援施策の一環として所得制限を設けず、月額200円の自己負担で中学校卒業までの子どもの医療費の助成をしております。中学生卒業までを対象とした市町村は10市町村のみであります。京丹波町で実施している子どもに対する医療費助成制度は、ほかの市町村に比べ高いレベルにあるものと認識いたしております。

また、平成24年度では、事業費として約2,760万円を計上しておりますが、全てが自主財源であることから安定した事業運営を図ること、将来の子どもに対しても同様のサービスを受けていただく必要があることから、現在のところは引き続き義務教育世代である中学生卒業までを一定の範囲とさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 答弁をお聞きいたしました。

今も言いましたように、京都府が実施しております子育て支援医療助成制度が9月1日から、診療分から拡充されました。本町は府のこの制度を活用して中学校卒業までの医療費負担を月額200円としてきました。今回、府の制度が拡充されましたので、町の負担が減少することになりますが、その影響額についてお尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 東議員がおっしゃいますように、本町におきまして保護者の負担には、変わりはありませんが、京都府の制度拡充に伴いまして、従来の小学校就学前が小学校卒業までに拡大されました。昨年度の医療費実績から推計いたしますと、1カ月当

たり10万円程度、財源が増えるものと試算しているところでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 今、課長からお聞きしたのでありますけれども、府の制度が拡充されて、私、町の負担が減少するので、その助成額というのはどのくらい減少するかというふうな質問をしたわけでありまして、その点についてもう一回お聞きしたいと思っております。

○議長（野口久之君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 助成額としましては、一旦200円を控除した分は全額を町が支払いますので、改めて1カ月に3,000円を超えた額の2分の1が京都府から助成されるということで、本町の歳出に係ります予算については変更ないものと考えております。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） ちょっともう一つ理解ができないので。府の助成額が就学前から小学校卒業までに拡充されたことによって、これまで本町が負担していた額が減るということになるんですね。そのことがちょっと私には理解できなかったのでお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 京丹波町の場合、既に1カ月、医療機関ごとに200円ということで保護者負担は、もう変わりはありません。

京丹波町が負担した医療費助成に対して、なおかつ今回の京都府の拡充につきましては、自己負担額が1カ月に3,000円を超えた部分について2分の1が京都府の補助対象になるということで、歳入に係ります見込みとして、若干実績額に応じて増えるということでございます。だから、歳出で給付する分が減るということではございません。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 府から入ってくる歳入がどのくらいになるかということをお聞きいたします。そして、今年も町長と語るつどいが開催され、私も何か所か行かせていただいたわけでありまして、その中で本町のすこやか子育て医療費助成制度が中学校まで実施されているということで、お隣の南丹市は18歳まで実施されているということで、子育て世代にとっては南丹市を評価しているということで、魅力あるまちづくりをするためにも、本町も拡充してはどうかというような、そういう提案がされたわけでありまして、それに対して町長は高校卒業まで実施しているという自治体があるということで検討しなければならないというふうに答弁されておりましたけれども、その点についてお聞きいたします。その答弁についてお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 検討はずっとせんなんと思っておるんですね。ただ、高校卒業までするという考えは今、検討しているけど持っていないということです。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 検討するけども、今は実施できないというふうなことでありましたけれども、例えばちょっと下伊豆課長に府の収入のほうを答弁いただかんなんのんですけれども、高校卒業まで医療費助成をした場合の町の負担というのは、町長が検討はしたいということをおっしゃっておりますので、試算されているようでしたらそれとあわせてお聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 京都府から助成対象としていただける見込み額といたしましては、1カ月当たり約10万円程度ではないかと思われましても、あくまでも医療機関にかかられて3,000円以上の自己負担をされるという医療があった場合の実績額に対してでございますので、その点につきましてはまだ何とも言えない部分があることをご了解いただきたいと思います。

あと、高校生まで試算した場合ということですが、今年の6月診療分で中学生3学年で給付した額から考えますと、1年間では810万円余りの給付額が必要かと試算しております。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 京都府の収入が1カ月10万円ぐらい増えるということとなりますと、京都府の助成制度というのは、金額的には余りない、ないと言ったらおかしいですけども、低いということだと受けとめます。

810万円ということで、1カ月810万円ですかいね。もう一回確認しておきます。

それと、今、全国の自治体で、子どもの医療費無料化というのは全国で進んでおりまして、そうするとやっぱり国の制度として格差がないように、こういう子育て支援の事業が進められるように、最低でも就学前の子どもの医療費まで所得制限なしで無料化する、そういうことについて国に創設を求めていくということについて町長の見解を伺っておきます。

そして、課長にも再確認の意味で、1年間であればどういうふうになるかお聞きしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 説明が不明確で申しわけございませんでした。

今年の6月分診療分で、中学生に給付した額から推計いたしますと、年間で810万円余

りと推計できるところでございます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） どこを区切りにするかということで、今まで中学校までということでこうした制度が確立してきたわけで、いましばらくこの制度をしっかりと守るという思いでおります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 私、国へ提言してはどうかということを行ったわけでありまして、それとあわせて、扶養控除の縮小廃止というのがされまして、子育て世代に影響というのがあります。そういった意味でも、16歳から19歳についても特定扶養控除の縮小ということもされておりますので、やはり所得税、住民税の負担も増えておりますので、ぜひとも子育てしやすいまちということで研究していただきたいと思っております。

それから2点目に、夏場の学習環境の改善対策ということで伺います。

9月に入ってから厳しい残暑が続いてまいりました。今日、最近は涼しいしのぎやすい天候となっておりますけれども、今年は全国的に猛暑、豪雨と異常気象が起こっております。しかし、猛暑は今年だけではなくて、昨年も、そして一昨年は記録的な猛暑が続きました。地球温暖化が影響しており、一過性でないとされておりまして。

9月に入ってから連日30度を超す暑さの中で、いよいよ小学校、中学校への普通教室へのエアコン設置が求められていると考えますが、教育長の見解をお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 普通教室のクーラーの設置についてでございますけれども、普通教室につきましてもサイクル扇の設置やあるいは扇風機を設置して暑さ対策を行っているところでございます。今後とも児童生徒の健康管理を徹底するなど、現時点では、クーラーの設置は考えておりませんが、近隣市町村の動向も踏まえ、整備に向けての研究は行ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 夏の暑さ対策ということで、学校では少しでも子どもたちのためにと、毎年いろいろな対策をとっていただいていると思っております。やはり余り暑いと、教室でぐったりとしたりして勉強に集中できないということも起こってくると考えられます。

校舎の構造によりまして、風が通らないとか、あるいは一日中照り返しがあるとか、また

生徒数が多い学級では暑いなど、先生たちにおいては子どもたちができるだけよい環境で勉強ができるように思っておられると思います。

そこで、適正な温度基準、これについてどういうふうになっているかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 衛生環境基準といたしますか、基準におきましては10度以上30度以下が望ましいということになっておりますけれども、夏場は25度から28度が最もいいと、冬場は18度から20度が最もいいというふうになっておりますけれども、10度以上30度以下が望ましいというような環境基準として設置されております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 今、教育長がおっしゃられたように、そういう基準が決まっている、法律でも決まっているということでもあります。いろいろとこれまでエアコンについては質問させていただいておりますので、過去のいろいろな答弁をちょっと見てみるんですけども、今日答弁された中身とほとんど変わっていないということで、進展していないのだなというふうに思っております。

昨年も、教室の温度がどういうふうになっているかということもやっぱり調査すべきだというふうな、そういう質問もさせていただいたわけでもありますけれども、その点についてはどうなのか、また、教育長自身がそういう教室へ行って、本当に暑さというのを体験されているのか、そういうことも含めてお聞きしておきたいと思うんです。

前回の答弁では、耐震診断でありますとか、蒲生中のそういう中学校の改修でありますとか、給食センターのそういう事業でありますとか、そういうものについて優先したいんだというふうにおっしゃられておりました。

次はそういう、今、予算も全部つきまして進んでいるわけでもありますので、子どもたちのそういう学習環境をよくするというふうな教育のそういうところに力を入れるべきであると思っておりますが、あわせてお聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 先ほど、温度のことを言いましたけども、望ましいというような表現で規定されております。

現在、それぞれの学校で暑さ対策としてミストシャワーをつけていただいたり、あるいは扇風機を1台から2台に増やしていただいたり、あるいは、特にどの学校でもではありませんけれども、特別教室にエアコンが設置されているところ、交代で、そこで学習するとか、い

ろいろと工夫していただいて暑さ対策をしていただいております。

また、今、非常に外での体育等の授業につきましてはテントを張ったり、あるいはゴーヤなんかでグリーンカーテンをしたりということで、それぞれ、これも私は学習の一つの一環だろうというふうに思っております。

これから地球規模的に温暖化ということもございますので、そのあたりも見据えながら今後検討していかなくちゃいけないと思いますけども、現在、京都市を除く京都府内の設置率は約15%というような状況でもございますので、こういった自然豊かなところでのエアコン設置について、それぞれのよく似た環境のところなんかも参考にしながら考えていきたいというふうに思っております。

また、学校によりましては、先ほど議員ご指摘の、非常に風が通らないという構造的なところもございます。その点については少し扇風機を増やしていただくとかというようなことで対策をしていただいておりますけれども、今後の検討課題ということでお答えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 今の教育長から答弁がありました。自然豊かなということもおっしゃられておりますけれども、実際、私たちが毎日の生活をしていても本当に暑いというのが実感でありましたし、教室においても教育長が言われましたように、風通しの悪いところは扇風機を2つにしたりして、そういう子どものためにいろいろと学校がやっていただいておりますというわけでありまして、なおかつ暑いということで本当に子どもたちが困っている、先生も汗だくで大変というようなことでもありますので、いつまでも同じそういう研究とか、よそ任せではなくて、もっと京丹波町に住んでいる、それこそ町長が言っておられる夢とそういうまちづくりに託す子どもでありますので、ぜひともそういう同じ答弁ではなくて、財源も含めて、どれだけかかるんやということも含めてぜひとも研究していただきたいと思いますが、その点についてお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 十分、議員のご意見も踏まえながら研究させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 次に、プールの利用時とか、そういう質問を通告しておりましたけれ

ども、今の質問にも入っている内容ですので飛ばさせていただきます、3点目、高齢者施策について伺います。

今年度は3年ごとに策定される介護保険事業計画の第5期の初年度であります。介護保険は介護の社会化を目的に制度がスタートいたしました。家族介護に頼ってきたことを解決するためのさまざまな介護サービスが提供され、国民はそれを自由に選択できるはずでありましたけれども、現実には特養ホームの入所待機者は全国で42万人を超え、制度が始まる前に比べて4倍も増えております。

本町でも、平成23年度の特養ホームの入所待機者は106人と聞いており、在宅生活ができなければ老人保健施設でありましたり、特養ホームでありましたりと、生活先を探すのに大変な状況であります。

今後、ますます高齢化が進む中で、安心して生活できる施設整備が求められておりますが、今回、旧三ノ宮小学校や高原小学校の校舎、あるいは跡地を活用いたしまして、町内の事業所によって福祉施設が整備されることとなりました。2つの事業所が整備される事業内容について、まず最初にお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本佐登美君） まず旧三ノ宮小学校につきましては、社会福祉法人山彦会さんが教室を個室として改修されまして事業を実施される予定でございます。施設の内容といたしましては、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サテライト型で、定員は29名でございます。短期入所生活介護、ショートステイでは、定員7名、また居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、デイサービスが定員20名等を予定されております。

次に、旧高原小学校でございますが、こちらにつきましては社会福祉法人丹和会さんが現行の事業所からこちらのほうの、旧高原小学校の跡地に移転されまして事業を展開される予定でございます。施設の内容といたしましては、現行の50床を80床の特別養護老人ホームとして設置されます。附帯する部分につきましては、空床型の短期入所施設、また安心サポートハウスが、定員が30名、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、また地域交流スペース等も計画されているところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 今回、今おっしゃっていただきましたように、町内の事業所によって不足しておりました福祉施設が建設されるということは、大勢の方が入所をお待ちになってられました中で、本当に待たれていたことでもあります。また、町といたしましても介護サー

ビスを提供する、そうした保険者として責任を果たせることができることになっていると思っております。

一方で、大切なまちの財産である建物でありますとか、土地を貸与するという事で、事業所に対しまして町としての考えも示された中でこういう事業が進んできたと思っておりますけれども、町としてもそういう立場から事業所にいろいろと要望されたこともあるのかなと思ったりいたしますが、そういう判断をされたことにつきましてお聞きしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課から詳しくは答弁させますが、もう法律条例でがんじがらめの一つの事業ですので、特にそれ以上のことを要望したことはありません。これから、いろいろ詳細を詰めることとなりますので、その中で具体的に要望すべきことはするということがあります。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 続いて、特養ホームの建設がされるわけでありましてけれども、本町では初めて全室個室のそういう特養ホームができるということでありましてけれども、3万円でありましたり、6万円でありましたりとか、国民年金受給者の方がおられるわけでありましてけれども、個室になりますと、昨日いただいた資料でちょっと計算いたしますと、普通でありましたら1カ月十二、三万円ほど計算したらなるのかなというふうに思ったりするんですが、そういう低所得の国民年金受給者のそういう方たちが入所するには、課題はあるのかなのか、低所得でも利用できる、そういうふうなシステムになっているのかどうかお聞きしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本佐登美君） 介護老人福祉施設の利用者負担につきましては、国の基準に基づきまして各施設で設置されているところでございます。

低所得者に対する施策につきましては、介護保険施設に入所されました場合、所得に応じまして居住費、食費の負担限度額が定められておりまして、これを超えた部分は介護保険から補足給付し、利用者負担の軽減となります。また、介護サービス利用者の1カ月の自己負担額が一定額を上回った場合、申請によりまして自己負担上限額との差額が支給される制度がございます。さらに、軽減事業を実施されています社会福祉法人が行う介護サービスを利用される場合は、利用者負担が軽減されます。

これらの制度の利用によりまして、低所得の方であっても利用可能と考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 次に、地域包括ケアシステムについて伺います。

地域包括ケアシステムは、医療、介護、保健、福祉のサービスが切れ目なく提供できるシステムを整備するもので、平成24年度から始まった第5期介護保険事業計画として具体化することになっております。

9月号の広報には、高齢者の相談窓口となる介護よろず相談所の開設を11の事業所に委託したと広報されておりました。医療機関から退院後、地域や在宅に帰る場合など、こうしたネットワークが生かされて対応されるということに期待するものであります。

さて、第5期の介護保険事業計画を策定するときに、65歳以上、1,500名を対象にアンケート調査をされております。さらに、今回、地域包括ケアの事業としてアンケート調査に取り組まれるということですが、その概要についてお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 地域包括ケアに係るアンケート調査につきましては、今後の地域包括ケアの基礎資料とするために、京都大学医学部人間健康科学科と共同で、高齢者の健康に関する意識調査を行います。対象は今言うてもらったとおり、65歳以上の方を1,000人無作為抽出しまして、10月上旬に郵送にて発送予定いたしております。

調査項目につきましては、京都府薬剤師協会にも加わっていただきまして現在調整中ですが、服薬管理、健康食品に対する意識や救急医療等についてお伺いするものであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 抽出で何人されるのかお伺いいたしますし、悉皆調査というか、全世帯を調査するということにはならないのか、また訪問調査などはどうなのか、その点についてお聞きいたしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 済みません、今申し上げたんですが、65歳以上の方を1,000人無作為で抽出するということです。1,000人であれば私は十分基礎データになるというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） しっかりとその調査をしていただきまして、高齢者のそういうニーズに合った地域づくりを進めていただくことを求めておきたいと思います。

次に、4点目ではありますが、国民健康保険について伺います。

京丹波町の国保税条例の第25条1項では、国保税の減免について定めております。1号は震災、風水害、火災などの災害を受けたものとあります。2号は当該年度において、所得が皆無となったため、生活が著しく困難になった者、またはこれに準ずるものと認められる者について国保税を減額または免除することができるように定めております。

この項に該当する人はどういう人か、見解を伺います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 税の減免につきましては、納期限の延長等によっても納税が困難であると認められる場合の救済措置として、行政処分により納税義務を消滅させるものであります。個々の納税者が負担いただける能力いかに着目して決定するものでありますことから、総所得金額等により画一的に減免基準を設けることは適当でないとしております。

町条例に基づく国保税の減免につきましても、生活困難な納税者、お一人お一人の生活実態を把握する中で、慎重に判断するとともに安定した国保運営を維持する上でも適正な制度運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 国保の滞納者でありますとか、所得区分なんかを見ましても、所得なしという方が大変多いわけでありまして、この減免条例に該当されて減免された、2号に該当された方というのはこれまでであるのかないのかお伺いしたいと同時に、収入に当てはめれば所得ゼロというものは、年金生活者あるいは給与生活者の場合におきましてはどのくらいの収入になるのか、わかりましたらお聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 堂本税務課長。

○税務課長（堂本光浩君） 該当者ということでございます。該当者に関してはゼロと、いらっしやらなかったということでもあります。

それから、基準ですけれども、あくまでもこの名のおり所得が皆無であると、日本語的に読ませていただいてお話をお伺いし、皆無であるというふうな判断をさせていただいた場合、あるいはそれに準じた場合ということで、それぞれ個々にお話をお伺いし、適正な調査をさせていただいて申請がございましたら、適正であるという判断がありましたら減免の対象となるということでございますので、幾らということではございません。それぞれ世帯に応じて違いますでしょうし、それぞれ個々の状態に応じて違うということは町長がただいま申したとおりでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 所得がゼロでありましたら相談もさせていただいて、申請をすれば判定していただけるということであると受けとめておきます。

それと同時に、本町では大変滞納、未納が多いということで、いろいろ決算委員会でも問題になりましたけれども、滞納したときに発生する延滞金について14.6%ということになっておりますけれども、これはいつから発生するのかお聞きしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 堂本税務課長。

○税務課長（堂本光浩君） 一月後から14.6%の数字になるということであろうかと思えます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 国保税は年間幾らかということで通知が来るわけでありまして、それを10カ月、12カ月ということで分割して払っているわけでありまして、年間を通して必要な保険税額でありますので、1カ月おきに14.6%がかかってくるとなると大変雪だるま式に税額が上がっていくということで大変なことになってしまうのではないかなと思うんですが、こうした問題について相談した場合に、本当に生活苦があった場合に、減免のそういう対象にしてもらえるのかどうかお聞きしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 堂本税務課長。

○税務課長（堂本光浩君） これまでから滞納でそれぞれ順調に納付いただいておりますが、そういう方、また現状において延滞金を納付いただけないような状態であるという判断をした場合には、これまでから延滞金に関しましては減免の措置をとらせていただいております。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 一度、住民課のほうに国保税を、企業が倒産して仕事をやめざるを得なくなったということでお伺いしたことがあって、全てのことに該当していたんですけども、年齢が65歳以上であって、町が定めている減免のリストラにあった場合にそぐわなかったということもあるんですけども、前年の所得にかかるので大変負担であるということで、所得もゼロやということで、こうした場合には相談の対象に、そしたらなるのだというふうに受けとめさせていただくわけでありまして、その点についてはどうでしょうか。

○議長（野口久之君） 堂本税務課長。

○税務課長（堂本光浩君） 先日も窓口で東議員さんとお話しいたしましたとおり、個々の状

況によって判断させていただくというか、お話をお伺いしてさせていただきたいということで、ご本人さんから直接お電話なり、またこちらから来いということであれば行かせていただいでご説明なりご相談はお受けさせていただきたいと思っておりますので、その結果、適正であるという判断があれば減免の措置でありますでしょうし、ただ、ほかに年金等もあるというのをちらっとお伺いしておりますので、個々にご判断をさせていただきたいなど、まずお話を聞かせていただきたいなどということをごさいます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 次に、国保税の差し押さえについて伺います。

決算でも審議されたところでありますけれども、実態について伺います。そして、実施についてはきめ細かな面談がされているか、生活困窮状態である場合、生活支援へのそうした案内などはされているのか、今までの質疑に含んでいることもありますけれども、改めてお伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 滞納者に対しましては、面接や交渉を行った上で、所得や資産等があるにもかかわらず国保税を納付する意思が認められない場合には、京都地方税機構により差し押さえなどの滞納処分を実施しているところであります。

町におきましても、滞納者の収入や生活状況をお伺いしながら納付の相談や必要に応じて生活支援のご相談もお受けしておりますし、今後とも税機構とともにきめ細かな対応に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 決算委員会のときもきめ細かな親切な対応をしているということでありましたし、町長のほうからもそういうことでありましたので、ぜひとも生活が一番でありますので、関係する課とも連携をとりながら、町民の立場に立った相談を引き続き行っていただきたいと思っております。

次に、防災計画について伺います。

8月14日は宇治を中心とする集中豪雨がありまして、甚大な被害がもたらされました。被災された方々には心よりお見舞いを申し上げます。今回の宇治水害は200年に1回の、そういう確率の雨の降り方だったと聞いております。

さて、町長と語るつどいで、災害の際の避難箇所の見直しを求めた意見が出されておりました。防災計画については、原子力防災対策を初め、さまざまな災害に係る予防対策、応急

対策、復旧対策について定めております京丹波町地域防災計画の改定を行うとされておりましたけれども、どこでどのような見直しが考えられているのか、いつ完成するのか伺います。

また、災害時に避難場所となる施設であります。鍵の管理でありますとか、そういう実際に避難場所として実施されるそうした手続であります管理マニュアルの作成というの হয়েছেのか、また、備蓄などについてもどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 地域防災計画の見直しについてでございますが、現在、平成19年3月に策定いたしました地域防災計画の一般計画編と震災対策計画編についての時点修正と、原子力災害対策についての本計画を策定中であります。

この中で、避難所につきましては、京都府による土砂災害警戒区域の指定等を踏まえ、また、各区の意見等もお聞かせいただきながら見直すこととしていただいております。また、避難所の管理運営マニュアルにつきましては、今回実施します地域防災計画の見直しとともに作成してまいりたいと考えているところであります。

避難所についての備蓄等についてのご質問もありましたが、篠塚議員にお答えしたとおりであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） いろいろ一般でありましたり、震災による、そういう災害について定めておりますそういう防災計画の見直しをするということでもありますけれども、府がこれまでいろいろ土砂災害のそういう調査をされておまして、今もなおされているところだと思っておりますけれども、見直しがされているということでもありますけれども、具体的にはどういう項目について見直しをされているのか、どういう部分について見直しをされているのか、ちょっとわかりにくかったので再度お聞きします。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 見直しにつきましては、現在やっておるところでございますけれども、具体的に申し上げますと、例えば避難所が土砂災害の警戒区域内にあるというふうな場合については、これを違う場所に移転すると、そういうふうなことで現在その調査を行っている、そういうことでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） そういう部分の見直しをされている、大きな見直しではないというふうなこと、原子力防災のものにつきましては暫定計画もできておまして、今後もさらに充

実らせていくという部分もありますけれども、そのほかはそういった避難所の関係だけを見直しされているのかどうかお聞きしておきたいと思います。

また、こういう計画を立てるときに、集いでも出ておりましたけれども、地元のそういう方たちも入った計画づくりがされないと、またいろいろとハザードマップなどにおきまして変えなくてはいけないということになります、そういう地域の方を入れた、そういう計画づくりとなっているのか、具体的にそういうふうになっているのかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 先ほど申しましたのは一つの例でございます、そのほかにも当然、防災上の課題の整理でありますとか、そういったこと全般に見直しをかけていくということでございます。

それから、防災会議というものがもちろん組織されておりますので、その中で十分な検討をしていただくということがまず前提になっております。その中で今、議員からございましたようなことで住民の皆様アンケート調査の必要性があるのかどうか、そのあたりにつきましても今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 最後であります。防災行政無線について伺います。

昨日の小田議員も質問されておりましたので、それを踏まえて質問いたします。

旧和知地区では従来から防災無線があり、その維持管理については、昨日の答弁では可能な限り修繕していくという、そういうものでありました。本町はケーブルテレビ事業を実施しており、防災行政無線がなくても災害情報は告知放送で伝達できますし、映像も放送ができるところであります。

しかし、昨日もありましたように、停電の場合の停電対策やケーブル切断時のバックアップ手段の確保でありましたり、ケーブルテレビへの加入率も課題になると思っておりますが、まず最初に、その点について伺いますと同時に、防災行政無線は、整備すると費用はどうかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 防災無線については小田議員さんにお答えしたとおりです。あるものはしっかりと保守管理して、できるだけ使っていきたいということです。防災無線を新たに整備することについては今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。残余は担当課から答弁させます。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 以前に全町での防災行政無線の見積もりをとったものがござい
ます。今ちょっと手元に見当たりませんでした。確か4億円から5億円が必要であったとい
うふうに記憶しております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） ケーブルテレビでいろんな情報を伝達するとなると、災害時の停電対
策、停電したときの対策でありますとか、今さっきちょっと質問した中で答弁がなかったの
でもう一回言いますけれども、ケーブルテレビのケーブルが切断されたときでありますとか、
本町のケーブルテレビに加入されているのはどういう状況になっているのか、この点につい
て答弁がありませんでしたのでお聞きしておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 山森企画政策課長。

○企画政策課長（山森英二君） ケーブルテレビの加入率でございますが、率でいきますと1
01%ということで、加入率になっております。

あと、停電等の対応でございますが、瑞穂に情報センターを持っております。それから、
丹波地域については丹波の情報センター、それから和知については和知支所ということでご
ざいます。停電の際につきましては、それぞれ非常用の発電装置を設置しております。ただ
し、それは電波を送信するのみの最低の電力をカバーするというものの装置になっておりま
す。

ただ、災害の場合につきましては、どこで災害が起きるかということで、例えばケーブル
が途中で切断されるとか、それから、いわゆる瑞穂の情報センターに施設を置いておりま
すけれども、必ずしもそこは停電になかっても、仮に和知で停電がありますと、受ける側のほ
うの電力が途絶えてしまうと情報としては送ることが必ずしもできないという状況もあると
いうふうに思っております。

ご質問の内容からいいますと、それぞれの施設には最低の発電装置を持ち合わせていると
いうことでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 今、課長からあったわけでありましてけれども、実際は、そういう整備
はされているけれども、いろんな関係で必ずしも情報が伝わらないということが起きるとい
うことでありますわね。だから、そういうときの体制というのは万全を期しておかんとあか

んわけでありますので、そういうときの対処というのはどういうふうに確保されるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 山森企画政策課長。

○企画政策課長（山森英二君） 先ほども申しましたように、最低限の情報をケーブルテレビとして、今、情報を提供しているものを最低限とどめるという意味では、災害時の発電装置でもってやっているということでございます。

もちろんそここのところも被害を受けるということになりますと、当然そういう情報も町民の方にお伝えすることができないということでもあります。すなわち、災害の状況によっても対応がとれない場合もあるということをご理解いただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） もしもその災害が起きたときには、それは車も走らせたり、そういういろんなことがされるとは思いますけれども、本町全域が50キロ圏内にありますので、和知地域につきましてもっと近いということで、それは万全を期していかなくてはいけないということでもありますけれども、そういうことも含めて地域防災計画をとということでもありますので、ぜひとも検討、考えていただかんなんと、いかなあかんのんと違うかなというふうに思いますので、その点についてはどうか。

また、よく聞くのでありますけれども、ケーブルテレビのケーブル、幹線、その維持管理についてどういうふうにされているのか、ひどいところでは本当に物すごい木の中に隠れてしまつたというような、一回見て、車で走っておいてとかと言われて、見てくると本当に言われるとおみやなというふうに思ったりしているわけですが、線が切れたらしまいでありますので、線が切れなような、そういう管理というのはどういうふうにごろされておりますのか、その点についてお伺いします。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 先に地域防災計画の関係につきまして少し申し上げたいと思いますが、全町が停電になるというふうな場合も当然想定されるわけでございますが、そうした場合につきましては、やはりこれまでから消防団さんと連携を十分とりまして、広域消防等もでございます。そうしたことで全町を挙げて対応していきたいというふうにご考えております。

それとあわせて、先ほど町長からございましたとおり、防災行政無線につきましてはやはり停電時の対応というふうなことで有効であるということは十分承知しておりますので、これにつきましては今後の検討課題ということでご考えておるとことでございます。

○議長（野口久之君） 山森企画政策課長。

○企画政策課長（山森英二君） ケーブルテレビのケーブル線の、日ごろの点検というお話でありますが、基本的にはケーブル線の点検につきましては、関西電力またN T Tさんの電柱を専有させていただいてケーブルテレビを張りめぐらしているということでございます。したがって、かなりの延長にもなりますので、それぞれを日々点検するというのはなかなか難しいというのが現状でございます。

ただし、道路改良等によりまして移設する場合がありますので、そういう時期に合わせて点検したりとか、まず故障が生じた場合の住民からの問い合わせ等につきましては、委託先であります丹波情報センターまた業者に点検なり修繕等をしているのが実態でございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） ケーブル線の維持管理について、木の枝を切ってほしいということ言われたということで、関電ですか、N T Tですか、してくれたけど、町はしてくれなかったということでありますので、やはりそういう声がありましたときには、ぜひとも、必要がないと考えるかどうかわかりませんが、対応をお願いしておきまして、私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（野口久之君） これで、東まさ子君の一般質問を終わります。

暫時休憩。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時00分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き、会議を続けます。

次に、山田均君の発言を許可いたします。

山田君。

○6番（山田均君） 日本共産党の山田均です。平成24年第3回京丹波町定例会における私の一般質問をただいまから行います。

東日本で起こった地震、津波、原発事故から1年6カ月が過ぎました。報道される現地の状況は復興や原発事故への対策、除染など、暮らせるための取り組みが進んでいないこと、国民が25年間で負担する19兆円の復興予算は、NHKの報道番組では2兆円もの多額のお金が復興予算を口実に、復興とは直接関係のない事業に全国で使われていることが報道されておりました。被災地の皆さんはもちろん、国民のみんなも納得できません。さらに、夏場の電力が不足することを理由に、大飯原発を再稼働しましたが、これも国民を欺く説明で

あったことも明らかです。

私たち日本共産党の京丹波町の議員団も、福島南相馬にボランティアで仮設住宅の訪問など支援に行っていました。南相馬地域で見える一面の農地が全く手つかずの状態、雑草が一面に生えている状況でした。また、仮設住宅からもとの家に帰れる見通しもないことから、これからどうなるのか、不安を述べられる被災者の皆さんの現実、国が責任を持った対策が本当におくれていること、被災者の声に寄り添った早急な対応が何よりも必要だと思いました。

国の政治も消費税の増税だけが決められ、国民の政治不信を一層深めています。今、必要なのは、経済でも外交でも、国民が転換を求めた古い自民党政治、アメリカの言いなり、大企業、大金持ち優先の政治から国民の暮らしを最優先にした経済政策への転換が求められています。そのためには大企業や大金持ちはもちろん、団体からの政治献金を廃止すること、政党助成金も直ちに廃止すべきです。こうしてこそ国民の政治への信頼回復と、国民の立場に立った政治が何よりつくられている、求められていると、このように思います。

今、まちづくりに必要なのは、合併特例が終了する平成27年度から交付税が10億円少なくなると言われております。財政健全化のためには、建物の建設などハード事業は町民の暮らしを守るための最低必要限度にして、借金を増やさないことが必要です。医療、福祉を第一に、安心して毎日が暮らせる、ソフト事業を中心に見据えたまちづくりが求められていると思います。

こうした立場から、次の点について、町長に施政の方針について質問いたします。

第1点目は、丹波・瑞穂統合簡易水道整備事業と水需要について町長にお尋ねいたします。

丹波・瑞穂統合簡易水道整備事業は、平成10年から始まり、平成16年に変更申請を行い、総事業費を168億330万円から158億7,700万円に、計画取水量を1万4,375トンから1万4,100トンに、計画給水量は1万4,100トン、新規水源を下山、水原で3,615トン確保し、さらに畑川ダムを建設して5,000トンの水源を確保し、さらに旧丹波、瑞穂の21の簡易水道施設の水道管をつなぐ一体化工事を行い、既成開発団地などの未給水地域の解消とあわせて有効かつ効率的な備水、安定した水道水の確保、供給を図る目的で事業を進めてきました。

畑川ダムから新規水源として確保する5,000トンは、新規水源8,615トンの58%ですが、大きな目的は旧丹波、瑞穂の開発団地にある7,114区画にアンケート調査を行い、アンケートの結果から6,000人の人口が増え、丹波、瑞穂の人口目標を2万2,500人として、必要な給水量1万4,100トンの水を確保するための丹波・瑞穂統合簡

易水道整備事業として取り組まれてきたのです。統合簡易水道整備事業は、平成16年には下山、水原で新規水源として3,615トンを確認し、丹波と瑞穂の既設の簡易水道水源と合わせて9,100トンの水量を得るまでになりました。

こうした取り組みでこれまでは給水制限もなく、年間の平均総排水量を、平成22年度決算資料を見ても、5,968トン、3,132トンの水需要に余裕が生まれるまでになっております。一日最大排水量でも1,238トンの余裕ができております。平成23年度の決算を見ても、5,923トンで3,177トンの余裕というようになります。統合簡易水道整備事業は総額で144億円と修正されましたが、100億円を超す事業費を投入し、安定した水の供給ができるようになっているのです。

平成20年の京都府公共事業再評価委員会の水需要説明資料では、人口目標1万9,000人を1万4,260人と、人口目標4,740人、約5,000人減と大幅修正を行いました。それに合わせるように、丹波、瑞穂地区の既存の町内企業11社と工業団地からの新規要望が4,989トンとなっております。

将来人口予測を見ても、9,100トンの給水量で十分に安定供給できることが明らかであるのに、畑川ダムから5,000トンの取水を予定しておりますが、さらに大きな財政負担、住民負担をしてまでダムからの取水をする水需要の根拠を町民に明らかにする責任があると思います。

そこで町長にお聞きします。1つ目は、平成20年の京都府の再評価委員会に提出された資料では、人口増加による水需要見込みは大幅に見直され、当初計画の6,000人から人口増を2,948人とし、水需要も1,202トンと半減し、一方、企業増量要望水量として当初計画から大幅増の4,989トンとなっております。この結果から、現在の計画は畑川ダムからの取水計画5,000トンに企業増量要望水量4,989トンが合致する量となっております。しかも、計画の見直しにより、1企業から増量水量が大幅に増加しております。

このように、丹波・瑞穂統合簡易水道整備事業は、当初計画から水需要計画を大幅に変更されていると考えますが、町長の考え、見解を伺います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成9年度に丹波町・瑞穂町水道事業組合として認可を受け、平成16年度には変更認可を受け、現在に至っております。それ以後の平成19年度に事業再評価をいただきまして検証も行ってまいりましたが、当初の目的や計画につきましては大きく変わっていると考えておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田均君） 計画と変わっていないということでございますが、平成16年の変更申請の資料では平成22年の1日の平均水量予想は8,467トン、平成23年の予想は8,715トン、それと現在の23年度の状況を見ますと1,792トンの差がある。これほど使用水量が予想と変わってきておるわけでございますので、これを人口で換算すると1万302人の減ということになるわけなんです。

ですから、平成16年の変更申請の資料では、13の事業所で増量要望が2,000トンでありました。今は11の事業所で倍以上の4,989トンに増えておるわけです。しかも、1つの企業、1企業が3,000トンの増量要望をされております。事業所の増量要望の60%を占めておるわけです。

水需要計画は当初計画から大幅に変更しているというのが明らかだと思んですが、改めてお尋ねしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 山田議員がおっしゃっている今の数字ですが、企業増量要望についての数字ですが、私たちは、平成19年度の再評価資料では4,340トンとなっております。丹波・瑞穂統合簡易水道事業は国庫補助を受けて現在も進めているということです。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田均君） 平成20年の再評価の資料では明確に4,989トンが新規の、既存の事業からの要望だというような数量が明確に示されておるわけでありますから、まさしくダムからとる5,000トンと匹敵しておるということでございます。

ですから、ダムからの予定しておる5,000トンと匹敵して同じ量でありますから、丹波・瑞穂統合簡易水道整備事業として国の補助制度の採択基準から逸脱しているんじゃないかというふうに思えるわけなんです。例えばこういうことになった場合に補助金の返還などは求められないのか、また監査請求などが行われれば返還が求められるのではないかと思うわけですけど、その点について伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今、山田議員がおっしゃった4,980トンではなしに、平成19年度の再評価資料では4,340トンとまずなっております。そうしたことで、丹波・瑞穂統合簡易水道整備事業は国庫補助事業として承認をいただいて現在も継続しているわけですが、補助金返還など求められておりません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田均君） 平成20年度京都府公共事業再評価畑川ダム河川総合開発事業水需要説明資料という最後のページに、きっとそういうように新規の、既存の事業からの水量要望は幾らだと、4,989というようにきちっと載っておるということも改めて申し上げておきたいというふうに思います。

再評価委員会でも指摘されましたが、企業からの確約書ではなく、京丹波町が1企業に日量3,000トンの水道水を供給する、この確約書を平成20年10月22日付で提出しておるわけでございます。これは以前にも指摘いたしました。本当に本末転倒だと思うわけですが、しかも1日使用水量3,000トンの要望に対して、配水管、排水導水管の太さ、企業貯留方式などの何の検討も加えることなく、日量使用量最大3,000トンを確認するなど、住民の目線から大きく逸脱していると思うわけですが、町長の見解を伺っておきたいと思えます。

また、あわせて増量要望している既存の企業から水道料金などを含め、応分の負担を求めるときではないかと考えますが、町長の見解を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） いろんな実地します企業と行政の話し合いがあります。そうしたことでこちらから約束することは別に法律とか条例に違反していないと思っておりますが、残余は担当課から答弁させます。

○議長（野口久之君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 企業から増量要望している使用の確約ということでございますけれども、企業からの給水要望書に基づき算定しておりまして、目標年度の平成30年度に、山田議員がおっしゃっているトン数が必ず実現するかどうかというのは当然確約されたものではありませんが、しかしながら、やはり需要拡大を見込むそれぞれの企業というのは、施設の拡張や稼働率を上げていくためには、確実に水の供給が確保されることが条件とされているところでありまして、我々水道事業者としましては企業の要望に応えるだけの水量を確保することが責務と考えております。

それから、企業には応分の負担を求めるときでないかというご質問でございますが、分担金については新規加入や口径変更の際には条例に定める額をいただいております。また使用料金は口径と使用水量に応じた料金を徴収させていただいております。口径が大きくなれば加入分担金も使用料金も一般家庭より当然高額となるために、応分の負担をしていただいていると考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田均君） 当然、そういう水需要に応えるというのは責務があると考え、そのとおりだと思うんですね。しかし、私が申し上げておるのは、簡易水道統合整備事業として取り組んでおられるいわゆる大きな目的というのは、人口が開発団地で増えるんだと、6,000人増えるということをお前提にしてやってきたのではないかと。

平成20年の再評価委員会でいわゆる増える人口は大幅に減らして、そして企業からの新規増量要望が4,989トンだという評価委員会の資料、出されてきておるわけですので、私が申し上げたいのは、結局、この計画をされたときには右肩上がりの経済状況の中で水需要計画が立てられて、人口増加目標を6,000人、2万2,500人という形、そして最終1万9,000人という形に変更されてきておりますけれども、結局、開発団地で人口が増えないということで、企業がということになっておるわけですので、そもそもの計画そのものは企業が5,000トン近い水を増量要望しておるということから出発していないということで、本来なら簡易水道整備事業ということやってきたわけですね。

簡易水道というのは、企業とか、そういうものをいわゆる範囲の中に対象としていないわけで、上水道ということになれば企業ということも含まれるということになるんですが、本来なら上水道整備事業として計画変更して進めるということであれば、今、担当課長からあったように、きちっと企業にも応えていくというのは、それは当然だと思いますが、その辺についての考え方、基本的な問題だと思うんですね。改めてもう一度伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 山田議員がおっしゃいますように、企業とか、例えば京都府などが実施されておりますけれども、経済産業省とかの、工業用水の水道事業とかの補助金も別途あるわけがございます。そういう意味合いかなというふうに思っておりますけれども、本事業に伴う簡易水道事業経営認可の中では、当然、業務営業用水量として明記した上で認可を得ておる状況でございます。

当然、その中でまちづくりという意味においても企業の要望に応えるべきと考えております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田均君） 平成16年の計画変更の内容を見ますと、企業からの増量要望というのは決して5,000トン近い水量にはなっていないということをはっきり申し上げておきた

いというように思います。基本は人口が増えるということで取り組んできたということだと思いますので、本来なら計画変更をきっちりするということだと思うんです。

町長にお尋ねしておきたいと思うんですが、畑川ダム completion で5,000トンの取水の費用負担も必要になるわけでございます。水を使ってもらうために企業誘致、人口増の取り組みを表明されておられるわけですが、具体的な対策などについて町長の考えを伺っておきたいと思います。

そして、あわせて畑川ダムからの取水による費用の負担、11月から試験湛水と言われておられるわけですので、費用の総額、内訳、京丹波町の負担割合、負担額が幾らになるのか明らかにしていただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 畑川ダムの完成によりまして水の安定供給は可能となることで、新たな企業立地や既存企業の事業拡大のための大変重要な条件の一つを調えることができますので、今後一層、京都府と連携を図りながら、企業誘致を強力に推進していきたいとまず考えております。

また、人口増加の取り組みとしまして、畑川ダムによる新規水源確保のみならず、京都縦貫自動車道の全線開通を初めとする交通網の整備、さらには「食の郷創造プロジェクト」など、産業振興の推進による、これらの時代に即した農村生活環境の基盤整備など、団塊の世代を初めとした豊かな土地でのゆとりのある暮らしを求める多くのUターン、Jターン、Iターンの皆さんに対しまして、居住地として選択する条件も整ってきているものであります。

本町では、京都府内でも屈指だと自負しております、細やかな福祉事業の実施や公共医療の維持、発展、さらにはファミリーサポートセンター事業などに象徴される新しい子育て支援と婚活支援事業推進など、町内においてゆとりと安心を持って生活できる施策を展開することで、この地に長く住む皆さんと新たにお迎えするであろう方々が住み続けるまちとして、そのことによって人口増加に資するものと考えているということでもあります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田均君） 住みよいまちづくりということを言われるわけでございますが、2点目に下水道の加入分担金の見直しについてお尋ねしておきたいと思います。

京丹波町の現在の加入分担金は、実施した事業によって大きな差があるわけでありまして。丹波や瑞穂や和知の一部地域で実施いたしました特定環境公共下水事業、農業集落排水事業の加入分担金100万円と消費税ということになっております。

林業集落排水や簡易排水事業の加入分担金条例には見当たりませんが、京丹波町の個別浄化槽の分担金は5人槽で32万円、7人槽でも35万円となっておるわけでございます。

下水道事業の制度によって住んでいる地域で分担金が大きく違うことは、公平の原則からも大きく逸脱していると考えerわけであります。何よりも住民の側から特定環境の公共事業やとか農業集落排水事業やとか、個別浄化槽を地域として選んだのではなく、この地域はこの事業でやるということを町が、行政が決めて事業実施してきたわけですから、どの地域であっても同じ加入分担金にすべきであるというように考えるわけなんです。旧町では事業費やとか補助金によって加入分担金が決められていた経過がありますが、各事業は合併前の旧町で実施されたわけでありますが、地域指定がされておりますので、やはり特定環境の地域、農業集落排水の地域で個別浄化槽を設置しようとしても補助金が受けられないと、こういうことになっておるわけでございますから、今もありました、新しい人を迎える住みよいまちづくりのうえからも加入分担金を見直して統一すべきというように考えますが、町長の見解を伺っておきたいと思ひます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 下水道集合処理区域の新規加入分担金は、下水道整備に要した費用を基本に算出したものであり、これまで地元の方々にお世話になってきた分担金と同等額を分担金徴収条例に基づいて納めていただいております。浄化槽など全ての料金を統一することは考えておりませんが、分担金の見直しを課題として京都府内や近隣市町の状況を研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田均君） 当然、調査はされていると思ひますけども、南丹市では、特定環境や農業集落排水の分担金は75万円になっております。福知山市では、特定環境の事業の分担金が31万円の地域から50万円の地域と、農業集落排水では20万円の地域から72万円余りの地域と、こういうことになっておりますが、お隣の福知山市三和町では50万円になっておるわけなんです。

加入分担金が消費税を入れて105万円という高額な分担金、今もありましたけども、住みたいと思っておってもなかなか分担金が高いと。こういう金額は聞いておりましたも本当に京丹波町が飛び抜けて高いという状況になっておるわけですので、定住人口を増やす、新規就農者など、京丹波町に住みたい人を増やすためにも加入分担金、現在の105万円を大幅に引き下げるとともに町内統一に向けて取り組むべきというように思ひます。

町長は現在の状況について見直しが必要と考えられておるのかどうか、そうであればどう
いう目途で見直しに踏み込んでいこうとされておるのかお尋ねしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 下水道事業の実施中と合併が、良くやなしに、どっちかといったら悪
く同じ時期になったということで、非常に複雑であるなあというふうには理解しています。
ただ、山田議員さんがおっしゃった行政が決めてということでありますが、負担を伴うこと
なんで、相当、私も常会に出て知っているんですが、説明、理解を求めて実施した結果、1
05万円というのがあるわけで、まだ3年、5年と余り多く時間が経過していない中で今ま
で既に納入された方、そして終わった後、また今言うてもらっている、例えば50万円にす
るということについては非常に難しい問題があるということで、むやみに時間が経過するの
を待っているということではないんですが、慎重に判断すべきだというふうを考えていると
いうことです。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田均君） 事業が完成してから相当たっているわけですから、やっぱりそういう見
直しの時期だと思いますし、水道なんかも以前、瑞穂地域は30数万円の地域でしたけども、
今合併して十二、三万円と下がっておるわけですので、当然やっぱりそういうように実態に
合わせて見直していくということが私は必要だと思いますし、浄化槽の場合には35万円ぐ
らいになっておるわけですから、やっぱりそういう点を見ると当然見直すべきだという点も
申し上げておきたいと思います。

3点目に、丹波パーキングと一体的な地域振興拠点施設についてお尋ねします。

昨日も小田議員から質問があったわけでありますが、非常に建設に向けて取り組みが進ん
でおるわけでございますけども、仮称ハイウェイテラス・京たんば整備事業の実施方針とい
うのを7月に発表して、業者を対象とした説明会も実施されてきました。こういう点、経過
を踏まえて次の点について町長に伺いたいと思います。

一つには、事業目的として、生産と需要を結びつけた都市と農村の交流による流通ルート
の多様化、ブランドの確立、地産地消の展開、及びこれらによる地域経済の雇用の活性化が
期待できるというようになっておるわけですが、具体的な取り組みはどうするのかお伺いし
ておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 事業目的の取り組みは、入札により選定する事業者、出荷者協議会、

町等が相互に連携し、一体となって取り組むことにより効果があるとまず考えております。

例えば、地産地消の取り組みにおいては、出荷者協議会を中心として生産計画や品質向上の取り組みを担っていただくことを期待しており、町はそれを支援していく役割であると考えております。また、事業者は物販販売、飲食部分において地域産物を最終的に消費者が認める商品として提供していく重要な役割を担っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田均君） 施設の整備、維持管理、民間のノウハウ、経営能力などの活用を図り、良好な施設の整備や事業コストの削減など、長期にわたり地域振興や活性化に寄与するとしておりますが、地元業者、事業にどんな形で加わったり参加できるのかお尋ねしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 地元企業の方は代表企業また構成企業、また協力企業として設計、建設、運営、維持管理について事業者を選定いたします入札のほうに参加されることとなります。

また、ほかに地元の方がかかわれる方策といたしまして、現在検討しております要求水準書のほうで出荷者として出荷者協議会のほうを設立することを求めたり、先ほどもありましたように食材の提供などを求めることとして、地元の業者、また地元の住民の方に参加していただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田均君） 参加できる企業といたしますか、地元のそういう企業の場合、例えば土建業者の方とかいろんな業者があるわけですが、参加できる条件、経審のランクとか、そういうものがあるのかどうかお尋ねしておきます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 実施方針のほうに掲げております建設業者の方につきましては、建設業者の方や、あと運営をされる方につきましても、本町が認める者という項目のほうを設けておりまして、それに適合した方が入札に参加していただくということになります。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田均君） そういう基準で見れば、町内のそういう業者がどれくらい、何社ぐらいがそういう参加できる条件があるというように見ておられるのか伺っておきたいというのが

1点です。

そして、今回、PFI方式ということで、その中のDBO方式を取り組むということになっておるようではありますが、民間業者は施設の設計、施設の建設、施設の維持管理、運営を行う、町が資金の調達を行い、設計、建設に関与して、施設の所有は町がすると、こういう方式になっておるわけですが、行政は管理運営にどのようにかかわっていくのかお尋ねしておきます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 参加できる事業者の数ということにつきましては、数字的には申し上げることができませんが、現在登録されております事業者なり、あと今後、DBO方式というものがまだ周知されていないということもございますので、10月に入りまして地元の商工会等にもご協力いただきまして、地元の業者で参加していただくことを前提といたしまして、説明会なり、また商工会に参加されていない業者の方につきましては個別に相談等を受けて周知してまいりたいというふうに考えております。

あと、管理運営などに行政のほうはどうかかわっていくかという点についてでございますが、町、事業者、出荷者協議会等で構成する運営協議会等を設置しまして、運営や地域振興について協議し、町施策の繁栄等について連携を図っていくこととしております。

また、町と事業者による月例会議の開催や運営報告によりまして、私どもが求めております要求水準を達成しているかということについて常に検証してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田均君） 土建業者の場合、そうすればA B C Dのランクがあるわけなんですけど、どのランクの方も今回の事業に参加できるということになっているのかどうか、ちょっと改めて伺っておきたいというように思います。

今回、計画されております丹波パーキングと一体的な地域拠点施設は、拠点施設の建設資金は税金で用意すると、施設は町が所有すると、民間は施設の設計、施設の建設、施設の維持管理、運営を一体的に行う方式ということになっておりますが、民間企業は資金調達の必要もなく、利益は企業が受ける方式となるわけです。

先進地とされた兵庫県の道の駅但馬のまほろばや道の駅フレッシュあさごでは、施設使用料として毎年1,200万円、道の駅フレッシュあさごでは毎年2,000万円を市に納付されておりました。京丹波町で計画している今回のハイウェイテラス・京きょうたんばでは、

施設使用料は幾ら納付すると、してもらえるという予定になっておるのか伺っておきたいと思います。

また、町の費用負担、昨日の答弁で、道路や調整池、建物以外の土地などの部分について維持管理の費用を町が負担するということでした。施設全体の面積の86.7%をそういう部分に占めるわけでありまして。どれくらいの負担を考えておられるのか、全体の面積は1万6,907平米ということになっておるわけですが、交流拠点やとか広場やとか、駐車場、道路などを含めると86.7%を占めるわけですね。その点についても伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） まず町内の建設業者の方でございますが、町内の登録済みの建設業者の数は56社ということでございまして、入札選定に応募されます企業グループに参加していただける方法として、構成員となる方法なり、協力業者として参加していただくということがございますので、56社の方が対象になるというふうに考えております。

施設の使用料につきましては、現在、事業者選定に当たりまして検討しているところでございまして、基本的には固定の使用料と、あと売り上げによりまして使用料を合わせました土地建物の使用料のほうを現在検討しているところでございます。

事業費にかかります施設の費用負担ということでございますが、施設の設置までは町の事業で行いますので、あと維持管理の費用負担につきましては、施設全体分、昨日も申し上げたと思うんですが、施設にかかります調整池なり侵入の道路につきましても、維持管理のほうにつきましては光熱水費も含めまして運営する事業者のほうに求めていきたいというふうな現在考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田均君） そうしますと、町が負担すべきものは何と何でどのくらいの、現時点で金額を想定されておるのか伺っておきたいと思います。

今回、特別目的会社SPCというのをつくって、ここに共同出資をしてこれを設立するということになるわけですが、事業に必要な資金はどの程度と考えるのか、資金の調達方法としてプロジェクトファイナンスを採用するということになりまして、事業経営が悪化した場合にSPCの親会社には返済義務が生じないとされておりますが、この点については問題がないのかどうか、町として大きなリスクに対する対策、対応は考えておられないのかどうか、あわせて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 通常の運営に対します維持管理につきましては、費用のほうは、細かなところまではまだ詰めておりませんが、発生しないものと考えております。また、道路等や調整池、通常の維持管理のほうは運営事業者のほうで行うことを求めているんですが、大規模な修繕なり改修が必要な場合は町の負担ということになります。

施設につきましても、通常の維持修繕、管理につきましては運営事業者のほうで行うことになりましたが、大規模な改修等につきましては町の費用負担によって行うことを想定しております。

あと、リスクにつきましては、これも実施方針のほうで掲げているんですが、リスクの分担等につきましても事業者選定を行う上で協議のほうをさせていただき、リスクの分担を町及び事業者に分けてリスクのほうを分担するということになりましたので、その都度、仮契約までに締結します協定書のほうに盛り込みまして、リスクの分担等については整理していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田均君） 私が申し上げたのは、特別目的会社、事業経営が悪化した場合でもSPC、特別目的会社の親会社には返済義務が生じないというようにされておるんですが、この点についてはそういう認識に立っておられるのかどうか、その点、あわせて伺っておきたいということです。

それから、ハイウェイテラス・京たんばの整備事業の実施方針案の資料で、先ほど出てきましたけど、リスクの分担表が示されておりますが、維持管理、運営段階の利用者変動リスクに、施設利用者数の変動による収入の増減に関するリスクを町が負担するということになっております。これ、どういう場合が想定されるのか。例えば、京都縦貫自動車道の計画交通量は1日1万8,100台とされております。この交通量が少なかったという場合に、町が収入源の補填をするということになるのか、また今考えられている、町がリスクとして負担する場合、どんなことが該当するのか伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 先にちょっとSPCの会社、親会社という表現をされていますが、出資した以上の責めを負う義務は、現法律で私はないと思っております。どこが出資しようが株だけは補償する、なくなっても仕方ない、それが出資の趣旨ですね。だから、そういうふうに理解してもらったら結構です。

あるいは、今の答弁の中で、リスクについてはリスクがあるかないか今からいろいろ検討するんだと思いますが、仮に行政、町が、自分の、全部が施設であったとしても、パブリックな部分、公共部分については町が負担するんだということが原則になると思います。

あとは、答弁します。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 実施方針にありますリスクの分担表の中で、利用者の変動リスクの点についてでございますが、不測の事態といたしますか、例えば災害時で、絶対ないとは言いきれませんので、災害時で道路は通行止めになり、主なターゲットを京都縦貫自動車道、丹波綾部道路の通行道路利用者に求めておりますので、そういった場合、大規模発生時等については施設が使えないということにもなります。そういう場合に協議のほうをさせていただいて、リスクのほうを町で負担するということがここに書いております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田均君） 交通量の問題、この計画書では、計画交通量は1日1万8, 100台とされておるんですが、これを下回るということがここであった場合、これは当然、この趣旨からいうと収入源の補填をするということになるのかどうか、改めて伺っておきたいと思えます。

町長から出資の趣旨を言われまして、出資金だけだと。民間の企業の場合、当然そうだと思うんですが、今度の場合には公的な資金を投入して、そして、もしもその経営が行き詰まったという場合に、そこの出資した会社が、言うたらそれで終わりと、親会社に帰ればいいと、残りは町が税金で尻を拭くと、こういうことになりかねないと思うんですが、こういうこと、非常に危険な部分を持っているんじゃないかと思うんですが、その点をあわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 株式会社の趣旨からいうて、そういうことだと思います。その後を、行政が尻を拭くということはありません。

以上です。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 計画交通量1万8, 100台に対してを基準に、リスクを分担するという意味ではございません。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田均君） もう1点、町長にお尋ねしておきたいんですが、ハイウェイテラス・京たんば整備事業の事前登録事業者の一覧表が、平成24年8月24日現在として公表されております。この時点では8社が事前登録を行っておりますが、この中には丹波地域開発株式会社やサンダイコーも登録業者となっておりますが、町長の親族やとか、会長をされている会社が参加されておりますが、町長というのは大きな権力と権限を持つ立場です。

関係者は、やはり町の行う公共事業に事前登録者として申し込むべきではないというように考えますが、町長の見解を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 全く逆でして、やっぱり責任を持って私も行政を預かっている以上、私の関係者が一生懸命それを、施策をよい方向に向けるということで手を挙げてくれることは喜んでおります。

なお、事前登録というんですか、そういう登録をしていることで有利になるということではないと職員から説明は受けております。いろんな方が関心を持って、しっかりとこの施策に取り組んでもらいたいと、そんな思いであることを申し上げておきます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田均君） そうあってほしいというように思うわけですが、住民の不信を招かないようにやっていただくということが基本だと思います。

最後に、有害鳥獣の対策について伺っておきます。

たびたびこの問題は取り上げておるわけですが、大量捕獲を目的にしたドロップネットによる取り組みなども行われておるわけですが、近年は鹿やイノシシ以外にも水稻に大きな被害が出るようになりました。特に河川に近い水田などでは、ヌートリアによる食害が広がっております。

聞きますと、ヌートリアは有害の対象になっていないというように聞くわけなんですが、対象にすべきと思いますが、その点について伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ヌートリアにつきましては、アライグマ、タヌキ、ハクビシンとともに有害鳥獣対策の捕獲獣と位置づけており、これからも鹿、イノシシと同様に捕獲許可計画を立てて駆除を実施してまいりたいと思っておりますが、ヌートリアの捕獲は報償金の対象とはしておりません。現在では、する計画はありません。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田均君） 有害駆除の対策で大事なのが、頭数を減らすことだと。鹿の被害は、依然になかったら稲の穂先を食べる、こういうことも今起こっております。秋から冬にかけて猟期の期間に入るわけですが、この前から申し上げておりますように、猟期期間中に捕獲した鹿についても助成金を出して取り組むべきというように考えるわけなんです。

京都北部の舞鶴市では、イノシシの成獣、熊以外の鹿を含め、タヌキ、アライグマ、ヌートリアなど、幅広く捕獲した場合に報償金を払う個体数管理事業として実施されております。本町でも、そういう立場で実施すべきと考えるわけなんです。

そして、舞鶴市では、捕獲報償金の内容を細かく分けて、イノシシの子どもは報償金の額を3,000円にしたり、狩猟期間中に捕獲した鹿の報償金は半額にしたり、農家組合が管理する捕獲おりの場合には報償金を3,000円にするなど、本当に細かくしておりますし、支払いも捕獲実績報告書の提出によって四半期ごとに報償金の支払いを行っております。本町でも、そういった駆除対策を総合的に再検討して、報償金の内容についても再検討したり、対象の有害鳥獣を広げるなど、そういう対策が必要だというふうに思うんですが、その点について伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町では春の農繁期に向け、捕獲活動を強化するという観点から、鹿とイノシシの狩猟期間が延長された1カ月において有害鳥獣捕獲として位置づけております。狩猟が禁じられております鳥獣保護区を含め、捕獲許可証を発行しまして、銃器、わな等による有害鳥獣捕獲活動を強化してまいりました。

この期間中、捕獲報償金は通常の半額にしております。このように一般の狩猟と区別して、有害鳥獣捕獲として猟期が延長された1カ月間への許可や、防護網にかかったシカへの突発許可対応を行っており、現時点ではこの方法で実施していきたいと考えております。

また、ウリ坊の取り扱いでございますが、個体によって大きさや規模に違いがあり、外観からの年齢等の判断は非常に難しいことから、幼獣と成獣の見分ける基準を明確に定めにくい状況にありますし、一度に何頭捕獲したかの判別や基準も定めにくく、これらについての実施は難しいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田均君） これまでの考えといたしますか、答弁どおりなんですけど、私、今、舞鶴の事例を申し上げたんですが、舞鶴では明確にイノシシの子どもというのを分けておるわけですね。そういう先進的なところがあるんですから、当然一遍問い合わせたり、聞けば、イノ

シシのいわゆる成獣と子どもの分け方もわかるわけですし、はっきりウリ坊として体の横にしまがあるものは子供だと、こう認定すれば、私が見たかてわかるわけなんで、それがなくなれば大人だなどという基準を設ければ単純明快だと私は思うんですが、やっぱりそういうことをして、もちろん報償金を払っていわゆる個体数を減らすということは非常に大事なんですけども、やはり内容の見直しなども含めて強化していくということにならなければ、私はちょっといつまでも同じところに立っているんじゃないかと思うんですが、その点についてもう一度伺っておきたいと思いますし、猟期の期間についても舞鶴市では支払いをしておるわけですから、通常の半額を払っているわけですから、やはりそういうことも踏まえて取り組むべきだと。

特に鹿については、猟期について今ありましたように、駆除として対象になれば半額もらえるわけですけども、ならなければ実際に鹿を見てもとらないと、実際、処分が困るということを経験しておるわけですね。せめてもらえれば、そういう処分をする、埋め立てをするということになるわけなんですけども、そういう実態をしっかりと考えるべきじゃないかと、見るべきじゃないかと、それに合わせた対策、対応が必要だと。そうすれば、全体の報償金の、費用の範囲内でそういう対策や取り組みが強められると、私はこう思うんですが、その点について改めて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 猟期期間中の報償について、舞鶴市では同額を払っていらっしゃるということについては、高く私も評価したいと思います。それぞれの財政の事情がある中で立派やなと思います。

もう一つ、これは舞鶴市ということじゃなしに、ウリ坊の件ですが、これはもう一回言うんですけど、舞鶴市のことを言うてるわけじゃなしに、しっかりそういう先進例があるとする、行政としてはしっかりと視察させてもらって、それが本当に成功しているかどうか確認せんと、よそのまねをしたさかいいうてよいというふうに私は考えていないことだけ申し上げておきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田均君） 私は、まねをせえとは言いませんが、やっぱり先進的なものからも学んでいくということが大事だということと、舞鶴市の場合は猟期の期間は通常の半額を出しているということを改めて申し上げておきたい。そうすれば、今の全体の出しておる費用を増やさなくても、その範囲内でできるんじゃないかと思えますし、申し上げましたように、や

はりヌートリアとかアライグマとか、そういうものも対象にするように再検討するべきだということをもう一度お尋ねしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現状制度を守るということであります。

以上です。

○6番（山田均君） 以上、終わります。

○議長（野口久之君） これで、山田均君の一般質問を終わります。

暫時休憩といたします。1時半まで。

休憩 午前 11時54分

再開 午後 1時30分

○議長（野口久之君） 休憩前に続きまして、会議を続けたいと思います。

次に、北尾潤君の発言を許可いたします。

北尾君。

○13番（北尾潤君） それでは、議長の許可をいただきましたので、平成24年第3回京丹波町議会定例会、北尾潤の一般質問を始めたいと思います。

議長に許可をいただきたいのですが、質問事項の1番目と3番目の順番を入れかえたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（野口久之君） 内容は変わらないということでしたら、交代、交換しても結構です。

○13番（北尾潤君） ありがとうございます。

それでは、通告書に従いまして、1番目にいじめ問題について、2番目に地域の祭りの補助について、3番目に自然公園内トレーニングセンター構想について質問いたします。

昨年の10月に起きた大津市のいじめ自殺問題に端を発し、いじめ撲滅の機運が盛り上がっています。事件が起きると盛り上がり、時間がたつと収束していくという繰り返しです。一般質問をこのテーマですと決めてから、文部科学省の取り組みを調べたり、その取り組みを基にしている本町の取り組みを、先日も教育委員会に伺ってお聞きしたのですが、明らかに間違っているという点は見当たりませんでした。

でも、また繰り返される可能性があり、それが本町でもあり得るので、いじめ自殺の解決に少しでも役に立てばと思い、気になる点を質問いたします。

まず教育委員会のいじめの定義を教えてください。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） いじめの定義でございますけれども、いじめの定義はいろいろと集

約をします関係上、全国的にも統一されておりました、国が示しておりますいじめの定義につきましても、当該児童生徒が一定の人間関係のある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わないということで定義しております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○13番（北尾潤君） それでは、本町教育委員会が大津市のいじめによる自殺事件以前に実施していたいじめ対策と、事件後の教訓は何でしょうか。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 本町がこれまで実施してきましたいじめ対策についてであります、いじめはどの学校でもどの子にも起こり得る問題であるという共通認識のもと、いじめは人間として絶対に許されないと意識を、学校教育全体を通じて徹底してきております。

いじめの早期発見、早期対応に努めるとともに、児童生徒が発するいじめのサインを見逃さないよう、定期的なアンケートの実施や面談、あるいはスクールカウンセラーを活用して行ってきております。また、いじめが発生した際には、家庭、地域と連携して、学校全体で組織的に対応してきております。

この事件後の教訓といたしましては、これから整理される中でいろいろと出てくることと思いますが、いじめの問題についてはまず事実を隠したりすることなく、学校全体で対応することや保護者の理解を得ることが重要であることを再認識したところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○13番（北尾潤君） ありがとうございます。先日と今日もいじめに関しての質問があって、ちょっと重複するんですけど、答えていただきました。

昨日の、村山議員の質問のときに、毎月、いじめを含めた調査、生活に関するアンケートを実施している、平成23年はゼロ件、平成24年は1件あり、その1件に対しては保護者を交えて本人たちと話し合い解決したということですが、これによろしいですか。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 先ほどおっしゃっていただきましたいじめの件についての、ほぼ解決したということでのことについては、そのとおりでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○13番（北尾潤君）　また村山議員のときのことを引用させてもらうんですけど、そのときの教育長の答弁で、京都府の行っている調査で非常に細かい調査をやっている。信頼がおける数字で、透明度の高い数字。こんな答弁があったんですけど、平成23年にアンケート調査結果がいじめゼロ件、平成24年に1件しかないというのは、どうも僕は信用できないなあと思います。

先日も蒲生野中学校の運動会を見させてもらって、みんなが必死に運動している姿を見て、この中にいじめはないんじゃないかなと、僕もそれを見ていて思うんですけど、でもこの数年間で小学校、中学校、高校も、その中でいじめられたという人が、数年間ですけど、今年だけじゃなくて数年間の間に何人も僕は知っています。

自分も小学校のときに、いじめたこともいじめられたこともあります。中学は多分いじめたことしかないんだろうなあと思うんですけど、高校は余り覚えていません。でも周り、あったのかもしれないですね。意識はしてなかったです。大人になってからもっと意識しなくなったけど、よく考えたら普通に大人の世界でもいじめはあると思います。僕の把握している十何件のいじめというのもそのときではなくて後から、実はあのとき3年間いじめられたんだとか、そんな話を聞くこともあります。

問題なのが、このアンケートとかでいじめを把握して、それに対しての取り組みというのはすごくいいことだと思いますし、先ほどの成功例なんかもよかったなと思います。けれど、いじめられていることを周りに知られたくなかったり、あと親に対して優しさから親にばれないようにしたい、こういうときのほうが多分深刻な問題になるんだろうなというふうに思います。

アンケートに丸ができない、親に言えない、そういうところがすごく問題だと思います。アンケートに丸をつけた後の、あと先生とか親に報告した後のフォローの問題なんかは文科省の取り組みの中に書いてあります。チクったとか、いじめがより陰湿にならないようにする、この辺も教育委員会でお聞きしたときに教育長からそこはすごく注意しているというふうに聞かされているので、アンケートに丸をした場合の取り組みなんかはすごく評価できるんですけど、アンケートに丸をつけられないケースのほうがすごく深刻だというのを、だからといって僕、ちょっと解決策はわからないんですけど、そこが深刻になるというのをわかってほしいなというふうに思います。

だから、平成23年ゼロ件、平成24年の1件の周りがある、ここに挙がらなかった人たちというのを考えていくことが、これから少しでもいじめの深刻にならないところにつながるんじゃないかなと思うので、よろしくお願いします。

それでは、小学生、中学生と段階を経て、いじめの状況や性質に変化はありますか。本当は高校生、大人というのでも聞きたいんですけど、教育長が把握できるのが義務教育の小学生、中学生ということなので、小学生、中学生と段階を経て、いじめの状況や性質に変化はあるのでしょうか。

また、いじめが原因の自殺者の割合に偏りはありますか。これは、いじめの種類でもいいですし、例えば小学校低学年の自殺は余り聞かないなあと思いますし、小学生高学年、中学校と上がっていくほど何となく増えている感じがするんですけど、その辺はどうでしょうか。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） まずいじめの実態ですけれども、小学生から学年が進むにつれて多くなっております。中学1年生が最も多く、その後、学年が進むと減少の傾向にあります。

また、いじめの対応につきましては、小学校、中学校ともですけれども、冷やかしいあるいはからかいというのが上位で、あと仲間外れというのが次に来ます。また、最近はインターネットによるいじめもあらわれております。

文部科学省の調査によりますと、平成22年度の全国の小中高生徒の自殺者は156人で、そのうち4人がいじめとの関係があったと報告されておまして、また半数以上の87名が原因不明というふうになっております。いじめと自殺との因果関係につきましては、ほとんど実証できていないというのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○13番（北尾潤君） やっぱり小学校から年齢が上がっていくにつれていじめが増えるということで、ニュースの感覚からしてそうなのかなというのは、何となくは感じていました。高校の高1、高2、高3と上がっていくと、また多分少なくなるような気もするんですけど、ちょっとデータがないし、教育長さんの範囲外なので何とも言えないですね。

大人になると、実はいじめで、いじめられて自殺するというのは、余り聞かないなと思ってちょっと考えてみるんですけど、やっぱり大人はいじめという状況になっても自分で逃げ場は確保できるんだろうなというふうに思います。会社でいじめられても、家庭に帰ったり、また違うコミュニティをつくれったり、あと最悪、会社、本当にどうしようもなかったら、死ぬぐらい会社にいたくなかったら会社をかわるという判断もできるんだろうなというふうに思います。

それが、小学校、中学校は義務教育で、余り自分で学校も選べない、家庭も選べない、その中で逃げ場がないから結局自殺のほうになっていくんだろうなあという感じがします。そ

の辺の思いはどうでしょうか。また、逃げ場というのは、何かある一定確保されているのでしょうか。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 近々の調査で、先ほど、平成22年度の数字を申し上げましたが、平成23年度の自殺者の数が発表されておりましたけれども、小学校が4人で2%、それから中学生が39人で19.5%、高校生が157人で78.5%ということで、約80%が高校生というような自殺の数になっております。

ただし、警察庁が発表されたのが353人で、余りにも文部科学省の発表と違うということで、文部科学省のほうは自殺者の数字というか、それはもうとらないというようなことを最近発表されているところです。

先ほどご質問がありましたように、子どもたちが本当にそういったときに置かれたときに、なかなか逃げ場がないというようなことをごさいました。そこが非常に大事なところをごさいまして、親にも言えない、あるいは学校にも言えないという子どもたちのために、今、あらゆる相談機関が設けられておまして、子どもたちにも直接ファイルを配ったり、あるいはカードを配ったり、24時間通話できる電話の先にそういった相談できる人がいるというような状況がございまして、いろんな周りに相談できない子どものために、電話相談というのはかなり充実もされてきておるところです。

実は、いじめの発見をするきっかけというのは、約半分が学校関係者、それからあとの半分が本人から、あるいは保護者からの訴えということになっておまして、やはりいじめにつきましては学校だけで防ぐものでもなくて、防げるものではないというふうに思っておりまして、やはり保護者の力、あるいは地域の皆さんの力、学校、家庭、地域が全体でいじめをなくす、あるいは自殺をなくすというような、社会全体がそういったいじめをなくす、あるいは自殺をなくすというような取り組みが必要だろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○13番（北尾潤君） ちょっと8割が高校生というのは、本当にびっくりした数字です。

小学校、中学校の場合で、いじめられた場合の転校というのは考えられるのでしょうか。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） いじめとか、あるいは不登校にかかわりまして、どうしても学校に行きにくいというような場合は、区域外通学といいますか、町内での移動とか、あるいは転校とかというのはできるだけ柔軟に考えるよということで、国全体でもそういった通知も来

ておりますので、そういったいじめとか、あるいはそれに近いような形で学校に行けないということになりましたら、転校なり、区域外の通学というのは柔軟にしているところです。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○13番（北尾潤君） それを聞いて安心しました。

でも、多分、先ほどから僕が言っているように、いじめを、自分がいじめられていると自覚したり周りに言ったりできる人は、転校して、もしかしたら解決できるのかもしれないですけど、やっぱり自分でそれを親に言えない、周りに言えないというところがほとんどだと思うので、解決策の一つとしてあるなあという感じで思っています。

実際、いじめられている娘さんか、中学校のときにいじめられた娘さんを持っていた親の話を知ったら、本当にしんどそうだし、学校を休みなさいと言うんだけど、プライドがあるみたいでなかなか休まないで行って、また泣いて帰ってくるというのを繰り返していました。そういう人がどんどん自殺のほうに行きやすいのかなあなんて思いながら見てきました。なるべく逃げ道というのをつくってあげたいなというように思っています。

あと、先ほど、教育長が周りの雰囲気の問題を言っていたんですけど、オリンピックが今年あって、そのときに今まで全く記憶から忘れていたんですけど、福原愛ちゃんが銀メダルをとったときに、僕、昔思ったことをまた思い出しました。中学校ぐらいの福原愛ちゃんのインタビューを聞いていたら、シングルスよりもダブルスのほうが好きと言っていました。インタビュアーが何でなんと、シングルのほうが成績がいいのに何でダブルスが好きなんと言ったら、周りが喜んでくれるから。そのとき、福原愛さんはめちゃめちゃ強くて、どこかの会場に行ってもアンチがすごく多かったみたいです。

負ける、負けると、愛ちゃんの相手方を応援するという空気がすごいあったみたいで、それが本当に嫌だったと。しかも、子どもたちだけじゃなくて、応援している親も、愛ちゃんのほうが有名で相手選手なんて知らないのに相手選手を応援していた、どこに行ってもそうだった、それがダブルスだったら少しでも周りが本当に喜んでくれる、自分が頑張ったら喜んでくれる、そんなんを見ていて何をやっているんだろうなあって、俺らがそんな空気をつくり出しているなあというふうに、大人がつくり出しているなあというのは、本当、聞いていて涙が出そうになったのを思い出しました。中2の女の子が本当に練習に打ち込んで強くなるうとしているだけなのに、何でそんなふうにそんな空気をつくれるんだろうというのを思ったのを思い出しました。

福原愛ちゃんはずごく気持ちも強い人で、それでも頑張ってダブルスで銀メダルをとった

んで、本当によかったなあというふうに思います。強いから相手側を応援するというのは、それはわかるんですけど、別に卓球が強いだけで、人間的にはただの中2なのに、中2の女の子なのに、本当に大人が嫌な空気だったなあというふうに思いました。ちょっといじめの空気という部分では、実は大人がつくっている部分もあるなあと僕は思います。

僕もここでしゃべりながら、家に帰ってバラエティ番組を見たら、やっぱりいじめられている芸人を見て笑ってしまいますし、そんなテレビ番組をやめろというのは反対ですし、大人がいじめの空気をつくっておいて子供にいじめはよくないというのが、多分、説得力がないんだろうなというのは難しい問題だなあと思います。

最後に、いじめは犯罪であるという認識を子どもたちだけではなく、教師や親を初めとする周りの大人で共有することが絶対に必要と考えるが、どうでしょうか。いじめのいろんな例を、ネットで昔の事件なんかを調べたら、本当に犯罪だなと、傷害から始まって、いろんな犯罪が織りまざっているなあというのがわかりました。

ここでちょっと何個か発表しようと思ったんですが、余りにもちょっとひど過ぎて、皆さん、ネットで見たりとか、あと僕も何個か調べたんで聞いていただいたら話しますが、いじめは犯罪です。これを大人が子どもに教える、これが必要だと思いますけど、どう思いますか。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） いじめは人間としての存在を否定する、人権にかかわる重大な問題であります。犯罪にもつながる行為だというふうに思っております。いじめは絶対に許されない行為だということを、全教職員が深く意識して、児童生徒を指導することが重要であるというふうに考えております。

また、家庭や地域に対して、いじめの問題の、重要性の認識を広めていくとともに、いじめの根絶に向けて、やはり地域ぐるみの対策を進めていくことが重要だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○13番（北尾潤君） 少し取りとめもなくしゃべったというか、解決策が本当にないまましゃべってしまったので、整理しますと、アンケートに丸ができない、親や周りに隠そうとしている人ほど深刻になります。アンケートで出てくる周りの部分というのをもう少ししっかりと見ていかなければいけないなというふうに思います。

もう一つ、無意識にいじめている部分というのがあろうと思うので、それは僕たち大人もし

っかり意識しながらしないと、子どもがそれを見て、大人がやっているんだからというふう
に思ってしまうだろうなあと思います。

最後に、逃げ場がない、僕ら大人は逃げるところを幾らでも用意できるんですけど、小学
校、中学生というのは逃げづらいので、この部分というのもしっかりと整備していきたいな
というふうに思います。よろしくをお願いします。

それでは2点目の、地域の祭りの補助について、いきたいと思います。

3月に一般質問させていただいたときに、地域のお祭りについて町の見解を伺いました。
お祭りの重要性に対しては深い理解を示していただき、また補助金という言葉はなかったで
すが、側面的に支援を約束していきたいという言葉いただきました。感謝しています。

今年も各地域で、秋のお祭りはこれからですが、夏祭りが開かれました。その中で、本庄
のふるさと祭りは旧和知町時代からの基金を根拠に100万円の補助が出ていたわけですが、
今回で切り崩されました。また、須知の花火大会も主催者が赤字を出しながら運営していま
す。どちらのお祭りも顔を出したのですが、たくさんの若い人たちの本当に楽しそうな、う
れしそうな笑顔ではしゃいで話をしたり、何かを買ったり、踊ったり、歩いたり、花火を見
たりしている姿を見て、これは絶対に絶やしてはだめだという思いを再度強く持ちました。

前回もありましたが、平等不平等という観点に立つと、難しいのはわかります。また、町
に頼らずに自力でできることは自力でという町の方針はお祭りに限らずにあり、理解して大
いに支持します。

でも、一定、例えば地域の伝統を守りながら、次世代に受け継いでいくのを目的とした祭
りと、町外からたくさんの人を呼ぶのを主な目的とした祭りというように、目的、趣旨を整
理したり、旧3町別に代表的なお祭りというような、地域で整理してみたり、一定条件が整
理されて、本当に運営が苦しい、でもどうしても続けたいんだと陳情に来たときには補助金
の検討をしていただけないでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 北尾議員ご指摘の地域のまちとは、古くから受け継がれてきた伝統と
誇りであり、その地域の心を一つにし、愛着を持ち、郷土愛を育むものであると認識してお
り、地域住民にとっても大切なものであると考えております。

しかし、それぞれの地域で開催されます大小の祭りは多数まずあります。その成り立ちや
運営形態、さらには財源負担の考え方も多様であります。対象となる地域の範囲を特定する
ものでもございません。そのことから地域の祭りの運営に対して補助金として公金を投入す
ることは、一定平準化したルールに基づく拠出の観点から、現状として厳しい状況と言わざ

るを得ないのであります。

今後、拠出規模や助成範囲、制度の構築など検討課題であると認識しているところでもございます。また、財源支援の観点だけにとらわれることなく、地域支援事業の一環とするなど、人的支援や企画提案など、側面支援の考え方も重要であると考えております。

こうしたことで答弁といたします。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○13番（北尾潤君） 先日の水曜日と金曜日、12日、14日の日に、平成23年度の京丹波町の、お金の使い方をこれでよかったのかなというのを調べる決算委員会が開かれました。分厚い決算書の数字をみんなで審査していったわけですが、その中で数億円の、例えば丹波パーキングエリアの事業だとか医療なんかは確かに力を入れているなあというのがすぐ伝わってきますし、有害鳥獣被害対策は6,000万円から8,000万円、今年も八千六百四十何万円か、でしたので、本当に何とかしたいんだというのが伝わってきます。

その中で、丹波ロードレースに、町長の初年度にゼロだったのが50万円、54万円つけたのを見て、これが大事なんだと思います。ゼロではなくて、本当に1万円でも2万円でもつけていただけると、町としては頑張っている様子を認めてくれるなというふうに思います。

町長が言われるように、しっかりとルールを整備してというのが前提ですけど、何とか頑張っている人たち、町外から今年8月の何日にあると聞かれるぐらい結構楽しみにしている人たちもいるので、何とかお金が欲しいというのを伝えてきたところに対しては考えてあげてほしいなあと思います。

厳しいと町長言ったんですけど、おととしの竹野の町長と語るつどい、1発目だったと思うんですけど、パーキングエリアのスマートインターのところ、町長が自分は難しいこと、厳しいことに取り組むのが生きがいと、カッコいいことを言うなあと思いました。町長の厳しいとか難しいという言葉は、俺は前向きに取り組むぞ、そのときには命がけで取り組むと言っていたので、僕も難しいことに取り組むというのはすごい楽しいことで、生きがい、命をかけてと言われたので、僕もそれは支持しますんで、何とか難しいルール整備だったりとかの部分もお願いしたいなというふうに思います。

次、行きます。

自然運動公園内トレーニングセンター構想について。今年の町長と語るつどいでも必ずと言っていいほど説明されていた丹波自然運動公園の拡充、具体的には、今回はトレーニングセンター構想について質問いたします。

ジュニアアスリートの育成拠点として、科学トレーニングやメンタルサポート、コンディショニング、栄養管理なども取り入れた施設にということですが、その経緯、町としてなぜこの事業に取り組むのかという目的、期間など、現段階で決まっていることがあれば説明してください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在、京都府において、府内におけるスポーツ施設のあり方についてということで、多角的な観点から有識者の意見を聞くため、京都府におけるスポーツ施設のあり方懇話会というものが設置されております。府立の運動公園についても、スポーツ施設としての視点、社会情勢の変化の視点を踏まえたりリニューアルの方針が説明されまして、各運動公園施設の特徴を生かした再整備のあり方が検討されてきたところであります。

その中で、丹波自然運動公園については、宿泊機能を持つ特長を生かし、ジュニア世代の育成拠点とする京都トレーニングセンター構想が計画されており、筋力トレーニング施設の新設やグラウンドの芝生化など練習環境の向上、また一流選手との交流を促進するなど、未来のアスリート育成体制の構築による京都府のスポーツ界のさらなる活性化に向けて検討が進められており、構想の具体案は今年度にまとめられる予定となっております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○13番（北尾潤君） 大体どれくらいの期間というの、まだ決まってないですか。例えば5年ぐらいの間とか、10年ぐらいとか、もっと20年、30年の話というのは、その辺とかも大体の部分というのはわからないでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） もちろん当初、活発に進んでいくと思います。しかし、10年ぐらいはかかるんだろうなあと、10年かかってもよいものにしてほしいという意味も含んで10年ぐらいはかかるだろうなという思いであります。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○13番（北尾潤君） トレーニングセンター構想が出てから、どんな施設だったらよいか、事あるごとにいろんな人に聞いてみました。ミーティングルームが完備された宿泊施設、ただ泊まるだけじゃなくて、子どもたちが寝た後に指導者がDVDやパワーポイントを使ってミーティングができるわけです。だったらしっかりと研究できるとか、あと長期的にじっくりジュニア世代を育成していくなら、筋トレや技術だけを教えていくのではなく、教育や生活面での環境整備が必要だし、蒲生野中や須知高校にも協力してもらったらどうだろうなど

意見が出ています。

自然公園は京都府の持ち物ですし、この事業は府が提案してきた事業なので、町が勝手に方向性を決めることはできませんが、須知高校も同じですが、府の持ち物ですが、京丹波町、町の持ち物というふうに思っている部分もあります。意識のある町民、指導者、現場で働いている人たちの意見を集約できる仕組みをつくり、全部が無理だとしても、府が取り組む上で参考にしてもらえるようにすることは可能でしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それは、可能というよりも、そうした提案を積極的にしていきたいと思っています。今、北尾議員がおっしゃったようなこと、蒲生中、須高をとということまで連想したことはなかったんですが、参考にしたいと思います。ミーティングルームを1階なんか設置して、二、三階は宿泊施設にしてほしいとかいう要望を、これから、今もしているわけですけど、していきたいと思っています。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○13番（北尾潤君） 府に要望していただきたいんですけど、それを府に上げるだけではなくて、府の決定事項、趣旨を町民に説明、理解してもらおうパイプ役になっていただきたいなと思います。

文化面、経済面での効果についてお聞きしたいです。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 丹波自然運動公園は、京都府北部中部地域の中核をなす運動公園として、スポーツ、レクリエーションを通して憩いと健康づくり、各種スポーツの競技力の向上の場として広く府民に親しまれております。年間50万人を超える利用があることは、観光施設としての一面からも丹波自然運動公園の果たす役割は非常に大きいと、本町の活性化にとってなくてはならないものとまず考えております。

今後におきましては、トレーニングセンター構想に係る施設整備を契機に、公園の持つ自然的条件を生かした事業ももちろん、多面的な施設事業を促進して、地域の伝統あるいは文化活動とも連携し、京丹波町民にとっても魅力のある公園となるよう取り組みたいとまで考えております。

そして、京都のど真ん中に位置します立地条件や自然環境、さらに京都縦貫自動車道の完成による交通アクセスの利便性を生かし、多くの方が訪れるまちになることが何よりも経済的な効果をもたらすと考えております。

今後も施設の充実とともに、京都府とも連携をとりながらまちづくりに活用してまいりた

いと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○13番（北尾潤君） これ、ちょっと文化面なのか、経済面なのかちょっとまだはっきりしないんですけど、例えば町長と東京に行った職員さんの話なんですけど、向こうのほうで大企業に勤められている方とか、すごい本当に、須知高校出身で活躍されている方とお会いしたみたいです。その中で、例えばここで育ったアスリートたちが全国に出て行って、京丹波町の宣伝をしてくれるんじゃないかなんていうのをその職員さんと話してました。

僕も小学校が埼玉県の和光市というところで、中学校、東京、20代の前半までが京都市内、20代後半から京丹波町で、もう4つ住んできたんですけど、全部やっぱり好きです。それぞれ思い出がありますし、それぞれ帰ったらやっぱりいいなあというふうに思います。もちろん京丹波町が一番いいんですけど、本当に全部いいなあと思いますし、宣伝したいなあ本当に思っています。

そんなので京丹波町を売り出すということを考えた場合に、トップアスリートを育成する計画というのはすごいいいと思います。経済面ももちろん町外から人が集まるんで、そこで落としてくれるお金もそうですし、雇用対策など簡単に想像できる部分もあるんですけど、例えばパーキングエリア事業のときもそうだったんですけど、大きなお金の事業をしようとすると、そんなお金があったら福祉に回したらいいんじゃないか、必要ないんじゃないかという意見が町民からも議員からも出てきます。

けれど、やっぱりこれは、自主財源が今回も予算115億円のうちの30億円ぐらいしかないまちですし、4分の3ぐらいは国や府に頼っている状態です。村山議員さんなんかがよく指摘する、将来どうすんのと、交付金が少なくなったらどうすんの、その答えはやっぱり自主財源を増やさなきゃいけない、絶対に必要な事業なんだというふうに思います。パーキングエリア構想もトレーニング施設の構想も本当に町の将来のために、絶対に成功させなきゃいけない事業、そういうふうに思っています。

1個目と3個目の順番を僕、逆にしたんですけど、やっぱり一番最後の質問、否定的なネガティブな感じで終わるのが嫌だったんで。こんなふうに町は10年後のために種をまいています。パーキングエリアも2年後、3年後のために種をまいています。あと先行取得用地、今回、大倉ヒヨ谷が解決に向かっていきます。地元の意向でどうしようかなと頭を悩ませていたものが、すごく社会の風潮にあった解決の仕方をしようとしています。こういうのを町民に伝えていかなければいけないというふうに、それが議員である僕らや町の職員の仕事だと

いうふうに思います。

テレビを見ていたら本当に暗い話ばかり、尖閣諸島だったりとか、国会がどんなんだろうとなったりとか、景気が悪いなとなったりとか、そんな話ばかりの中でこういうふうに京丹波町は種をまいて、10年先、20年先を考えて、元気にやっていくというのを伝えていきたくて一番最後に回しました。そんな感じでこれからもやっていきますんで、職員の皆さんも明るく前向きに取り組んでください。

以上です。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ありがとうございます。

1つだけ、ちょっと答弁で説明しておきます。

確かに多機能で、スマートインターチェンジについての職員OBの方が法律規則をよくご存じなんで、それは難しいん違うかということでした。そのことについて難しいことに挑戦して解決するのが生きがいみたいに、大事やと思ってますという答弁をしたんですね。そのことで答弁したんで、北尾議員は狭い意味に受け取られているところがありますが、私はあくまで町民のふだんの生活をしっかりと支えることが、実を申しますと祭りなんかの活性につながると、祭りに助成するのも一つの方法ですけど、いろんな皆さんのふだんの生活を充実させることが祭りのにぎわいを取り戻すというような意味で、難しいことに挑戦するのが好きですという意味は、本当に難しいんですね、ふだんの生活をしっかりと支えるということ。そういう意味を多く、そのほうが多く持っているというふうに理解してもらったら嬉しいです。ありがとうございます。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○13番（北尾潤君） これで、北尾潤の一般質問は終わりです。ありがとうございました。

○議長（野口久之君） これで、北尾潤君の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全て終了しました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

次の本議会は、27日に開催しますので、定刻までにご参集ください。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時13分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 北尾 潤

〃 署名議員 森田 幸子